
東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）

平成22年3月

東久留米市

目 次

第 1 章	計画策定にあたって	
1	計画策定の背景	3
2	計画策定の目的	3
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	4
5	計画の対象	4
第 2 章	計画策定の考え方	
1	基本理念	9
2	基本的な視点	10
3	基本目標	12
4	施策の体系	14
第 3 章	子育てを取り巻く状況	
1	人口等の動向	23
	(1)総人口と年少人口の推移	23
	(2)家族や地域の状況	27
2	子どもと子育ての状況	32
	(1)乳幼児健診や訪問指導の状況	32
	(2)保育サービス等の状況	34
	(3)養護相談等の件数	38
3	ニーズ調査結果の概要	39
	(1)日頃の子育てについて	39
	(2)市内の子育て環境について	40
	(3)子育て全般の満足度	40
	(4)子育て支援施策要望	41
4	中高生の居場所に関するアンケート結果の概要	42
	(1)放課後等の過ごし方	42
	(2)近くにあったらいいと思う場所	42
第 4 章	施策の展開	
	基本目標 1 地域における子育ての支援	45
	主要課題(1)地域における子育て支援サービスの充実	45
	主要課題(2)保育サービスの充実	50
	主要課題(3)預かり保育の充実	55

基本目標 2 親と子の健康の確保及び増進	57
主要課題(1)子どもや母親の健康の確保	57
主要課題(2)健康な生活習慣の確立・食育の推進	61
主要課題(3)小児医療の充実	65
基本目標 3 子どもの成長に資する教育環境の整備	68
主要課題(1)教育環境の整備	68
主要課題(2)家庭や地域の教育力の向上	73
主要課題(3)児童の健全育成の取り組み	74
主要課題(4)次代の担い手づくり	77
基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備	78
主要課題(1)安全なまちづくり	78
主要課題(2)良好な住宅及び住環境の整備	80
基本目標 5 仕事と生活の調和の促進	82
主要課題(1)仕事と子育ての両立の支援	82
基本目標 6 子どもたちの安全の確保	85
主要課題(1)交通安全の確保	85
主要課題(2)犯罪等の被害から守る活動	87
主要課題(3)被害に遭った子どもへの支援	89
基本目標 7 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進	90
主要課題(1)児童虐待防止対策の充実	90
主要課題(2)ひとり親家庭の自立支援	92
主要課題(3)障害児施策の充実	94
目標値の設定	98
(1)保育関係目標値	98
(2)計画全体の成果指標と目標	99
(3)その他の関連指標	100
第5章 計画の推進	
1 推進体制の充実	103
(1)市役所内における各部署の連携強化	103
(2)関係機関や市民との協力	103
(3)国・都との連携	103
2 計画の点検・評価に向けて	104
第6章 資料編	
1 東久留米市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	107
2 東久留米市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿	109
3 策定経過	110
4 パブリックコメントの結果の概要	111

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国の平成20年の出生数は109万1,156人となり、平成19年の108万9,818人より1,338人増加となりました。合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）は、平成20年は1.37で前年の1.34を上回り、3年連続での上昇となっています。しかし、依然として人口維持に必要な水準（人口置換水準：2.07～2.08）から大きくかけ離れ、少子化の進行は歯止めがかかっていない状況です。

急速な少子化の進行は、今後、人口の維持だけでなく、わが国の社会経済全体にきわめて深刻な影響を与えることが考えられます。この流れを変えるために、国は平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主における10年間の集中的、計画的な取り組みが推進されることになりました。

本市でも、平成17年3月に「子どもがのびのび心豊かに育つまち、ひがしくるめ」を基本理念として、「東久留米市次世代育成支援行動計画」（以下、「前期計画」という。）を策定し、さまざまな次世代育成支援を推進してきました。

前期計画が期間満了を迎えるにあたり、これまでの取り組みを継続しつつも、実態調査等の結果、前期計画の進捗評価及びその後生じている環境の変化に対応するため、今後5年間の計画期間とする後期計画を策定する必要があります。

2 計画策定の目的

本計画は、地域・事業主・行政など、社会全体で子ども自身の成長や子育て家庭を支援し、家庭において子育ての喜びが実感でき、地域社会の中で子どもが健やかに成長していくことのできる環境をつくり出すことを目的としています。

少子化の背景には、結婚や子育てに関する価値観の多様化、子育てに関わる経済的負担の大きさ、子育てと仕事の両立など子どもを産み育てることに困難な環境など、多様な要因が含まれているものと考えられ、国・都・市の連携はもちろんのこと、企業や地域で生活する市民一人ひとりが、さまざまな形で協力して推進することが求められています。

東久留米市では、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもとに、安心して子どもを産み育てられるように、子育て家庭全体を支援していきます。また、子どもが人間として大切にされ、健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体の連帯でつくり上げていきます。

3 計画の位置づけ

- (1) この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定されている市町村行動計画に該当するものです。また、この計画は児童福祉法第56条の8に規定されている保育計画（待機児童解消に向けた計画）を含むものとなります。
- (2) この計画は、国や都の「次世代育成支援行動計画策定指針」を踏まえるとともに、「東久留米市長期総合計画」及び他の関連計画との整合性をもって策定されています。
- (3) この計画は、実態調査の結果や協議会などによる市民の意見を反映して策定しています。
- (4) この計画は、市のすべての子どもと子育て家庭を支援するための目標や方向性を示したものであり、保健・福祉・教育・生活環境など、次世代育成支援に関する施策を総合的に推進するためのものです。

4 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は平成17年度からの10年間の時限立法です。東久留米市は、「次世代育成支援対策推進法」の規定に基づき、平成17年度からの5年間の前期行動計画とし、前期計画に関する必要な見直しを経て策定されたこの計画を、平成22年度から5年間の後期行動計画とします。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
前期計画 (見直し)					後期計画				

5 計画の対象

この計画の対象は18歳未満の子どもとその家庭を中心とし、それを支える地域全体を念頭に策定されています。

【参考 1 : 計画策定の背景（これまでの国の主な取り組み）】

- 平成 2（1990）年 6 月、平成元（1989）年の合計特殊出生率が、統計史上最低の 1.57 となりました。これが、いわゆる「1.57 ショック」であり、国が少子化対策に重点的に取り組むきっかけとなりました。
- 平成 6（1994）年 12 月、子育てに対する社会的支援を総合的、計画的に推進するための「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を策定しました。また、子育てと仕事の両立を支援するため「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（緊急保育対策事業等 5 か年事業）を策定しました。
- 平成 11（1999）年には「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定され、さらなる事業の充実を求めています。
- 平成 13（2001）年 2 月「改正育児・介護休業法」が成立し、従来 of 法律に、介護休業制度の導入の努力義務、フレックスタイム制度の対象拡大などが新たに盛り込まれています。
- 平成 14（2002）年 9 月「少子化対策プラスワン」を発表し、男性と女性の育児休業取得率の具体的数値目標を設定するなど、制度の利用の促進が図られています。
- 平成 15（2003）年 7 月「次世代育成支援対策推進法」が制定され、各自治体が「次世代育成支援行動計画」を策定することが、義務づけられました。
- 平成 19（2007）年 12 月「『子どもと家庭を応援する日本』重点戦略」が発表され、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、子育てと仕事の両立支援や家庭での子育てを包括的に支援するための「次世代育成支援対策の再構築」の 2 つの取り組みを、「未来への投資」として推進していく方針が示されました。
- 平成 20（2008）年 2 月、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」が発表されました。
- 平成 20（2008）年 11 月「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、子育て支援に関する事業の制度上の位置づけの明確化、虐待を受けた子どもに対する対策の充実、一般事業主行動計画策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策の強化が盛り込まれました。

【参考2：行動計画策定指針の改正ポイント】

2009年3月「次世代育成支援対策推進行動計画策定指針」が定められ、前期の行動計画策定指針に主に以下の要素が追加されました。

1 市町村行動計画に関する基本的な事項

- 仕事と生活の調和の実現の視点を追加（ワーク・ライフ・バランスの追求）
- 保育サービスの質・量の整備を進める
- 中長期的な需要を把握（潜在的利用意向を加味したニーズ推計）
- 利用者の視点に立った点検・評価のための指標の導入を検討（「個別事業の進捗」＋「施策や計画全体の進捗」を点検・評価→PDCAサイクルの確立）

2 計画の内容に関する事項

- 地域における子育てサービスの充実
 - 乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、家庭的保育事業等の位置づけ強化
 - 病児・病後児保育事業、一時預かり事業、特定保育事業等の位置づけ強化
- 保育サービスの充実（量と質の向上）
 - 地域の実情に応じた保育の提供手段の多様化、多様な保育需要への対応
- 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
 - 携帯電話やインターネットの安全な利用促進
- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - 労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成促進のための広報・啓発
 - 一般事業主行動計画に関する広報・啓発
- 児童虐待防止対策の充実
 - 「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の設置、機能強化
 - 乳幼児全戸訪問事業などを通じた早期把握で養育支援訪問事業等の支援につなげる
- 障害児施策の充実
 - 学習障害等の発達障害を含む障害のある児童への適切な支援
 - 保育所、学童保育の障害児受け入れの推進

第 2 章 計画策定の考え方

1 基本理念

『子どもがのびのび心豊かに育つまち、ひがしくるめ』
を目指して

～ 光り輝く子どもの成長、喜びあふれる子育てのために、
地域全体で支える仕組みづくりの実現を ～

市では、前期計画期間中、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもとに、『子どもがのびのび心豊かに育つまち、ひがしくるめ』を目指して、子育て家庭全体を支援してきました。

子どもは「未来の夢」、「次代の希望」であり、次代を担う子どもを産み育てることは、家庭と地域社会が存続するための基礎的条件であるとともに、地域社会に明るい未来をつくり出すものです。

後期計画においても、前期計画の理念を踏襲し、子どもが人間として大切にされ、健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体の連帯でつくり上げていきます。

2 基本的な視点

基本理念に掲げた、「子どもがのびのび心豊かに育つまち ひがしくるめ」を実現するため、東久留米市は次の8項目を基本的な視点として設定します。

視点1 子どもの幸せを第一に考える視点

次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮する必要があります。特に「児童の権利に関する条約」に示されているように、子どもに関わるさまざまな権利が擁護されなければなりません。

視点2 子育ての基礎である家庭を支援する視点

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化などにより、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様になっています。そのため、利用者のニーズに対応した、柔軟で総合的な取り組みにより、すべての子育て家庭を支援することが必要です。

視点3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） の実現を促す視点

子育てと仕事、仕事と家庭生活や地域活動の両立には依然として困難な状況があり、それが少子化の一つの要因にもなっています。仕事と生活の両立が円滑に実現できるよう、家庭における男女の協力、保育サービスの充実、企業における子育てへの配慮（雇用条件の改善）を促していくことが必要です。

視点4 子どもが健やかに育つ環境を社会総体でつくる視点

子どもが育ちにくい・子どもを育てにくい今日の状況を理解し、地域社会、事業主、行政など社会を構成するそれぞれの部分が協力・連帯して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えていくことが必要です。

視点5 地域の社会資源を活用する視点

本市には児童館、公民館、学校など多くの公共施設や子育てサークルなど地域の活動団体、また、豊かな自然環境などがあります。こうした地域の社会資源を活用することによって、個性豊かな子どもを育てていくことが期待できます。

視点6 まちづくりの視点

この計画は、福祉、健康、教育、生活、地域、安全などに関わるソフト、ハードを含む総合的な計画であり、また、子どもの良好な育成環境をつくることは、すべての市民の暮らしやすさにつながっていきますので、まちづくり計画といえます。

視点7 サービスの質の視点

行政サービスは、ただ市民に提供すればよいというわけにはいきません。とりわけ、サービスの対象が幼児・児童である保育サービスに関しては、生命に関わる問題であることから、第三者評価の導入などによるチェック体制を確立し、質を確保するための取り組みが必要です。

視点8 次代の担い手づくりという視点

子どもたちが乳幼児や高齢者等とふれあい、その中で健全な家族観を育み、親として将来温かい家庭を築き、子どもを慈しんで育てていくことの意義を自覚し、かつその素晴らしさを創造できるような教育的機会が求められています。

3 基本目標

前述の基本理念と基本的な視点に立って、次の7つの基本目標を設定し、体系的に施策を展開していきます。

- 基本目標 1 地域における子育ての支援
- 基本目標 2 親と子の健康の確保及び増進
- 基本目標 3 子どもの成長に資する教育環境の整備
- 基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 基本目標 5 仕事と生活の調和の促進
- 基本目標 6 子どもたちの安全の確保
- 基本目標 7 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進

基本目標 1 地域における子育ての支援

共働き家庭や家事に専念している人の家庭、ひとり親家庭など、子育てに関わるすべての人に対して、必要なサービスが必要なときに受けられるよう、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図っていきます。特に、待機児童の解消とともに、子育て家庭と地域社会を結ぶネットワークづくり等に重点を置き、地域における子育てを支援します。

基本目標 2 親と子の健康の確保及び増進

妊娠・出産にはじまり、育児の各ステージにおける子どもとその親の心身の健康を維持・増進していくために、栄養のバランスと規則正しい食事習慣の教育（食育）、各種育児相談、思春期における保健教育、親子の健康を支える医療の充実（特に小児医療の充実）など、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携により、親と子の健康の確保と増進を図ります。

基本目標 3 子どもたちの成長に資する教育環境の整備

子どもたちが、さまざまな学習の機会や人々との交流を通して子育ての意義や大切さ、他人への思いやりや自然への愛情を育み、次代を担う社会の一員として成長できるよう、家庭、学校、地域における、教育環境のさらなる整備を進めます。

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して産み育てることができるよう、近所の子どもたちが集まる身近な公園やベビーカーでも利用しやすい道路や施設の整備など、バリアフリーのまちづくりを進めます。また、子育てしやすい居住環境の整備など、ハード・ソフトにわたる子育てを支援する生活環境の整備を進めます。

基本目標 5 仕事と生活の調和の促進

すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、国・都や市内事業所等と連携しながら、事業主における行動計画の策定を促します。また、働く人々の権利である育児休業制度等の関連制度等の情報提供により意識啓発に取り組みます。

基本目標 6 子どもたちの安全の確保

交通事故や犯罪などの被害に遭うことのない安心安全な地域づくりのため、地域ぐるみであらゆる要因を速やかに取り除き、事故や犯罪を未然に防ぐ地道な取り組みを推進していきます。

基本目標 7 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進

より細やかな支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できるよう、ひとり親家庭に対する生活支援や障害児に対する福祉サービスなどの取り組みを進めます。特に、児童虐待は、子どもに対する人権侵害として非常に重大な問題であることから、地域の関係機関の体制強化を図り、児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の充実に努めます。

4 施策の体系

後期計画における基本目標、主要課題、施策の方向を以下のように整理します。

基本目標	主要課題	施策の方向
1 地域における子育ての支援	(1)地域における子育て支援サービスの充実	①地域ぐるみの子育て支援 ②情報提供と相談活動の充実 ③仲間づくりの場の充実 ④各種経済的支援
	(2)保育サービスの充実	①待機児童の解消 ②多様な保育サービスの提供 ③保育サービスの質の向上
	(3)預かり保育の充実	①預かり保育の充実
2 親と子の健康の確保及び増進	(1)子どもや母親の健康の確保	①講座や教室、相談事業の充実 ②健診等の充実
	(2)健康な生活習慣の確立・食育の推進	①食に関する体験学習等の充実 ②健康的な生活習慣の確立への啓発 ③思春期保健対策の充実
	(3)小児医療の充実	①小児医療体制・夜間救急医療体制の充実 ②かかりつけ医等の普及
3 子どもの成長に資する教育環境の整備	(1)教育環境の整備	①教育方法と教員の資質向上 ②教育相談の充実 ③学校における「食」の指導の充実 ④地域に開かれた学校づくり ⑤幼児教育の振興・推進
	(2)家庭や地域の教育力の向上	①学習機会・情報提供の拡充
	(3)児童の健全育成の取り組み	①学童保育・子どもの居場所づくり ②体験活動等の充実 ③子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	(4)次代の担い手づくり	①世代間交流の促進
4 子育てを支援する生活環境の整備	(1)安全なまちづくり	①安全・安心なまちづくり
	(2)良好な住宅及び住環境の整備	①良質な住宅等の供給促進 ②開発時の子育て支援施設の整備促進
5 仕事と生活の調和の促進	(1)仕事と子育ての両立の支援	①働き方の見直し ②事業主への啓発活動／行政機関内部での支援の徹底 ③女性の再就職の支援
6 子どもたちの安全の確保	(1)交通安全の確保	①安全な道路交通環境の整備 ②交通安全教育の推進
	(2)犯罪等の被害から守る活動	①犯罪の起こりにくい、まちづくり
	(3)被害に遭った子どもへの支援	①カウンセリングや相談助言活動の充実
7 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進	(1)児童虐待防止対策の充実	①児童虐待防止ネットワークの充実 ②子どもへの治療と家庭復帰に向けた援助
	(2)ひとり親家庭の自立支援	①母子家庭等の自立のための支援 ②施策・取り組みについての情報提供
	(3)障害児施策の充実	①障害の早期発見と療育の充実 ②障害児をもつ家庭への支援 ③障害児教育の充実

基本目標 1 地域における子育ての支援

主要課題	施策の方向	事業
(1)地域における子育て支援サービスの充実	①地域ぐるみの子育て支援	1)ショートステイ 2)トワイライトステイ 3)ファミリー・サポート・センター
	②情報提供と相談活動の充実	4)子ども家庭支援センター 5)子育てひろば(地域子育て支援センター)の充実 6)子育て相談の充実 7)子育て情報の提供
	③仲間づくりの場の充実	8)地域活動事業の充実 9)父親の育児参加支援の推進
	④各種経済的支援	10)児童手当支給事業 11)こども医療費助成事業 12)入院助産の実施事業 13)幼児教育の振興事業 14)幼児教育の推進事業
(2)保育サービスの充実	①待機児童の解消	15)保育園定員の適正化 16)市立保育園民営化の推進 17)認可保育所の充実 18)認証保育所の開設 19)保育室の認証保育所への移行 20)家庭福祉員への助成 21)認定こども園への助成
	②多様な保育サービスの提供	19)保育室の認証保育所への移行(再掲) 20)家庭福祉員への助成(再掲) 22)低年齢児保育の充実 23)延長保育の充実 24)産休明け保育の拡充 25)年末保育の実施 26)病後児保育の実施 27)私立保育園への助成の充実 16)市立保育園民営化の推進(再掲)
	③保育サービスの質の向上	28)保育園の改修・建替えによる整備 29)保育園園庭整備 30)第三者サービス評価の促進
(3)預かり保育の充実	①預かり保育の充実	31)一時預かり(一時保育)の充実 32)幼稚園の預かり保育 3)ファミリー・サポート・センター(再掲)

基本目標2 親と子の健康の確保及び増進

主要課題	施策の方向	事業
(1)子どもや母親の健康の確保	①講座や教室、相談事業の充実	33)母子健康手帳の交付 34)プレ・パパママクラス 35)妊婦・新生児・未熟児訪問指導 36)育児相談 37)食事相談 38)子ども相談
	②健診等の充実	39)妊婦歯科健診 40)乳幼児歯科相談室 41)乳幼児健診（3～4か月、1歳6か月、3歳児） 42)発達健診 43)予防接種 12)入院助産の実施事業（再掲）
(2)健康な生活習慣の確立・食育の推進	①食に関する体験学習等の充実	44)離乳食教室 45)幼児食教室 46)プレママ・クッキング
	②健康的な生活習慣の確立への啓発	47)職域を越えた地域の健康づくり 48)はじめての歯磨きレッスン《歯っぴ～・ベイビー》 49)親と子の歯っぴーライフ
	③思春期保健対策の充実	50)スクールカウンセラー等の活用 51)セーフティ教室の充実
(3)小児医療の充実	①小児医療体制・夜間救急医療体制の充実	52)休日診療・休日準夜間診療 53)小児医療体制の確保と充実（小児初期救急平日準夜間診療事業） 11)こども医療費助成事業（再掲）
	②かかりつけ医等の普及	54)かかりつけ医の普及 42)発達健診（再掲） 38)子ども相談（再掲） 43)予防接種（再掲）

基本目標3 子どもの成長に資する教育環境の整備

主要課題	施策の方向	事業
(1)教育環境の整備	①教育方法と教員の資質向上	55)小・中連携教育の推進 56)教育の資質向上 57)外部人材の活用
	②教育相談の充実	58)教育相談 50)スクールカウンセラー等の活用(再掲)
	③学校における「食」の指導の充実	59)学校給食の食に関する指導の全体計画
	④地域に開かれた学校づくり	60)学校評議員制度の充実 61)学校施設開放事業 62)校庭・体育館の開放事業
	⑤幼児教育の振興・推進	13)幼児教育の振興事業(再掲) 14)幼児教育の推進事業(再掲)
(2)家庭や地域の教育力の向上	①学習機会・情報提供の拡充	63)家庭教育事業 64)ブックスタート
(3)児童の健全育成の取り組み	①学童保育・子どもの居場所づくり	65)児童館事業 66)学童保育事業 67)児童館での居場所づくり
	②体験活動等の充実	68)体験学習事業 69)ジュニアクラブ事業
	③子どもを取り巻く有害環境対策の推進	70)地区青少年健全育成協議会への支援 71)愛のひと声運動
(4)次代の担い手づくり	①世代間交流の促進	72)ふれあい交流の促進 73)地域スポーツクラブの支援事業

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

主要課題	施策の方向	事業
(1)安全なまちづくり	①安全・安心なまちづくり	74)安全・安心まちづくりの推進 75)道路・公園・公的建築物のバリアフリー化の推進 76)通学路や公園等における防犯灯等の整備
(2)良好な住宅及び住環境の整備	①良質な住宅等の供給促進	77)住宅に関する情報提供の実施 78)都営住宅建替えに関する事務 79)機構住宅建替えに関する事務
	②開発時の子育て支援施設の整備促進	78)都営住宅建替えに関する事務(再掲) 79)機構住宅建替えに関する事務(再掲) 75)道路・公園・公的建築物のバリアフリー化の推進(再掲)

基本目標5 仕事と生活の調和の促進

主要課題	施策の方向	事業
(1)仕事と子育ての両立の支援	①働き方の見直し	80)男女共同参画情報誌「ときめき」の発行 81)男性向けの家事・育児等の講座の充実 9)父親の育児参加支援の推進(再掲)
	②事業主への啓発活動／行政機関内部での支援の徹底	82)雇用主・企業への啓発活動 83)行政機関内部での支援事業
	③女性の再就職の支援	84)女性の再就職支援事業

基本目標 6 子どもたちの安全の確保

主要課題	施策の方向	事業
(1)交通安全の確保	①安全な道路交通環境の整備	85)道路維持事業 75)道路・公園・公的建築物のバリアフリー化の推進(再掲)
	②交通安全教育の推進	86)交通安全教室の開催
(2)犯罪等の被害から守る活動	①犯罪の起こりにくい、まちづくり	74)安全・安心まちづくりの推進(再掲) 87)かけこみハウス事業の推進
(3)被害に遭った子どもへの支援	①カウンセリングや相談助言活動の充実	4)子ども家庭支援センター(再掲) 50)スクールカウンセラー等の活用(再掲)

基本目標 7 要保護児童への対応等、

きめ細かな取り組みの推進

主要課題	施策の方向	事業
(1)児童虐待防止対策の充実	①児童虐待防止ネットワークの充実	88)児童虐待防止対策の充実
	②子どもへの治療と家庭復帰に向けた援助	4)子ども家庭支援センター(再掲)
(2)ひとり親家庭の自立支援	①母子家庭等の自立のための支援	89)ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 90)母子及び寡婦自立促進 91)児童扶養手当支給事業 92)児童育成手当支給事業 93)ひとり親家庭医療費助成事業 94)ひとり親家庭住宅手当助成事業 95)母子家庭自立支援給付金事業 96)母子保護の実施事業
	②施策・取り組みについての情報提供	97)ひとり親家庭に対する相談体制の強化
(3)障害児施策の充実	①障害の早期発見と療育の充実	98)早期発見の取り組みの充実 99)障害児保育の充実 100)障害児療育の充実
	②障害児をもつ家庭への支援	99)障害児保育の充実(再掲) 101)学童クラブへの障害児受け入れ
	③障害児教育の充実	102)特別支援教育の実施 100)障害児療育の充実(再掲)

第3章 子育てを取り巻く状況

1 人口等の動向

(1) 総人口と年少人口の推移

1) 総人口及び年齢区分別人口の推移

本市の総人口はここ数年の間、横ばい状態が続いており、平成21年1月1日現在の人口は114,717人となっています。

年齢区分別でみると、就学前、小学生、中学生の対象年齢に当たる「0～14歳」人口は15,236人、総人口に占める割合は13.3%となっています。

「0～14歳」と「15～64歳」は年々減少しており、「65歳以上」の高齢者人口が顕著に増加しています。

「総人口」・「年齢区分別人口」の推移

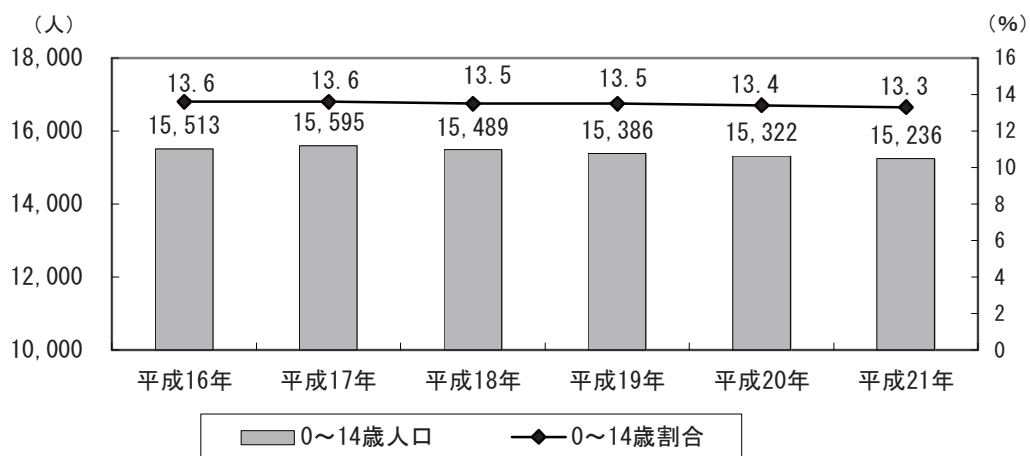
		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総人口(人)		113,974	114,539	114,554	114,376	114,418	114,717
0～14歳	(人)	15,513	15,595	15,489	15,386	15,322	15,236
	(%)	13.6	13.6	13.5	13.5	13.4	13.3
15～64歳	(人)	78,385	77,808	76,928	75,650	74,667	73,972
	(%)	68.8	67.9	67.2	66.1	65.3	64.5
65歳以上	(人)	20,076	21,136	22,135	23,340	24,429	25,509
	(%)	17.6	18.5	19.3	20.4	21.4	22.2

(注) 構成比(%)は総人口に占める割合

(注) 年齢不詳があるため、総人口と年齢区分別の合計とは一致しない場合がある。

資料：「住民基本台帳」

「0～14歳」人口・割合の推移



資料：「住民基本台帳」

第3章 子育てを取り巻く状況

2) 年少人口の推移

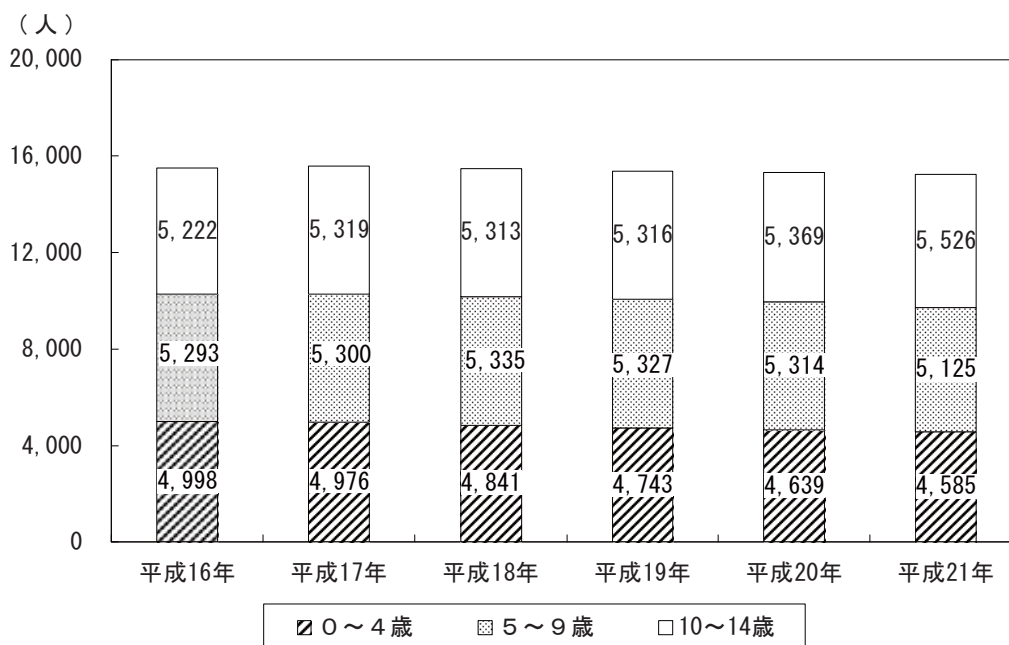
年少人口（「0～14歳」人口）の推移をみると、「10～14歳」では増加しているものの、「0～4歳」及び「5～9歳」層では減少傾向をたどっており、総人口に占める割合も年々減少しています。

年少人口の推移

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総人口（人）		113,974	114,539	114,554	114,376	114,418	114,717
0～4歳	（人）	4,998	4,976	4,841	4,743	4,639	4,585
	（％）	4.4	4.3	4.2	4.1	4.1	4.0
5～9歳	（人）	5,293	5,300	5,335	5,327	5,314	5,125
	（％）	4.6	4.6	4.7	4.7	4.6	4.5
10～14歳	（人）	5,222	5,319	5,313	5,316	5,369	5,526
	（％）	4.6	4.6	4.6	4.6	4.7	4.8
0～14歳 合計	（人）	15,513	15,595	15,489	15,386	15,322	15,236
	（％）	13.6	13.6	13.5	13.5	13.4	13.3

（注）構成比（％）は総人口に占める割合
資料：住民基本台帳

0～14歳人口の推移



3) 出生状況

本市の出生数及び出生率（人口1,000人に対する出生者の割合）は年々低下しています。出生率を東京都と比較すると、平成20年は7.6となり、東京都平均の8.4を下回っています。

合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの人数）はやや増加傾向気味であり、平成20年は1.21で、東京都平均の1.09を上回っています。

出生数の推移

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
東久留米市	959	895	934	840	880	873	881

出生率（人口千人に対する率）の推移

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
東久留米市	8.5	7.9	8.2	7.4	7.6	7.6	7.6
東京都	8.4	8.2	8.2	7.8	8.2	8.3	8.4

合計特殊出生率の推移

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
東久留米市	1.16	1.10	1.16	1.07	1.15	1.17	1.21
東京都	1.02	1.00	1.01	1.00	1.02	1.05	1.09

資料：「人口動態統計」東京都福祉保健局

4) 婚姻・離婚の状況

今日、婚姻数の減少と離婚数の増加が社会的な現象となっています。本市でもこの傾向は当てはまり、ここ数年、婚姻数は減少傾向、離婚数は17年以降は増加傾向が続いています。

婚姻数・離婚数の推移

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
婚姻数	597	590	590	574	561	565	585
離婚数	249	254	249	225	247	275	234

資料：「人口動態統計」東京都福祉保健局

第3章 子育てを取り巻く状況

5) 未婚の状況

結婚・出産、子育てとの関連が強い年代層である20代後半から40代の未婚状況を、平成17年の国勢調査でみると、次のような傾向がみられます。

年齢別の未婚率をみると、女性は「25～29歳」で63.1%、「30～34歳」で36.4%が未婚となっています。男性では、「25～29歳」で76.6%、「30～34歳」で53.2%となっています。

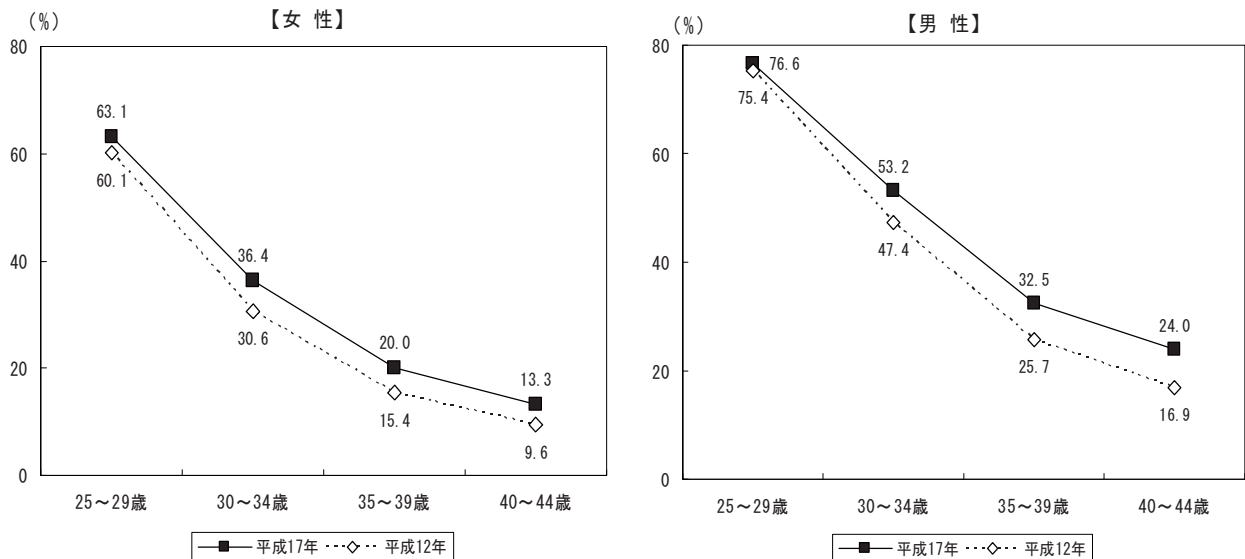
これを平成12年の状況と比較すると、女性、男性ともにいずれの年齢も未婚率は増加しています。

未婚率の状況（性・年齢別）

	女性			男性		
	対象者 (人)	未婚者 (人)	未婚率 (%)	対象者 (人)	未婚者 (人)	未婚率 (%)
25～29歳	3,565	2,248	63.1	3,650	2,796	76.6
30～34歳	4,444	1,619	36.4	4,703	2,501	53.2
35～39歳	4,228	847	20.0	4,521	1,468	32.5
40～44歳	3,812	507	13.3	4,054	971	24.0

資料：国勢調査（平成17年）

「未婚率」の推移



資料：国勢調査（平成12年・17年）

(2) 家族や地域の状況

1) 世帯の動向

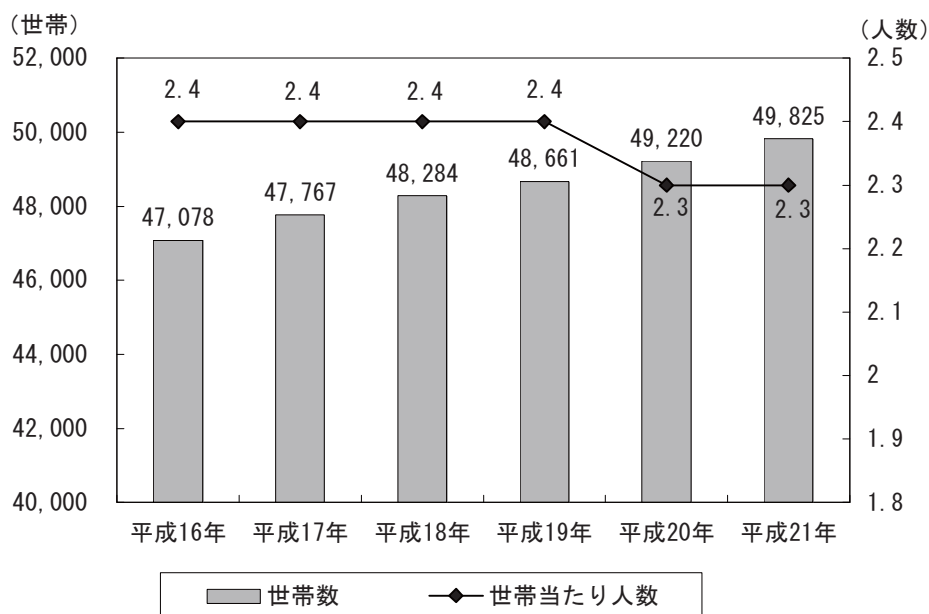
平成17年以降、市の総人口は114,000人台で推移しているのに対して、世帯数は年々増加し、平成21年1月1日現在では49,825世帯となっています。これに伴い、平成21年の1世帯当たりの人数は2.3人となっています。

総世帯・総人口の推移

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総世帯数	47,078	47,767	48,284	48,661	49,220	49,825
対前年増減数	666	689	517	377	559	605
総人口	113,974	114,539	114,554	114,376	114,418	114,717
対前年増減数	371	565	15	△178	42	299
世帯当たり人数	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3

資料：住民基本台帳（各年1月1日）

世帯数と世帯当たり人数の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

第3章 子育てを取り巻く状況

2) 児童のいる世帯の状況

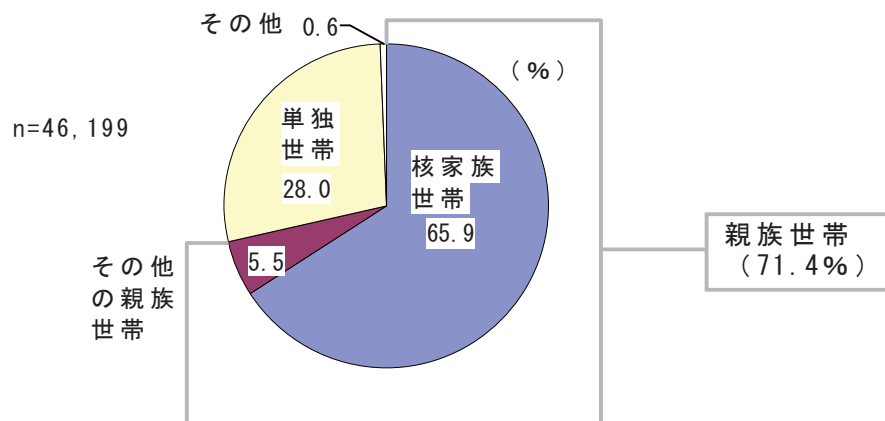
平成17年の国勢調査によると、市の一般世帯数は46,199世帯で、そのうち「親族世帯」が32,999世帯(71.4%)、「単独世帯」が12,931世帯(28.0%)、「その他」が269世帯(0.6%)という構成になっています。

親族世帯のうち、「6歳未満がいる世帯」は4,601世帯(10.0%)で世帯総数の1割強、「18歳未満がいる世帯」としては11,022世帯(23.9%)となっています。

6歳未満の就学前児童がいる世帯の内訳をみると、「夫婦と子ども」の世帯が4,020世帯(87.4%)で核家族が9割近くを占めています。

18歳未満がいる11,022世帯のうち、「夫婦と子ども」の世帯は全体の80.9%を占め、祖父母などとの同居を含む「その他の親族世帯」が9.5%となっています。また、母子世帯は619世帯、父子世帯は59世帯となっています。

一般世帯数の構成比



6歳未満、18歳未満がいる親族世帯の状況

	6歳未満がいる世帯		18歳未満がいる世帯	
	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)
夫婦と子ども	4,020	87.4	8,915	80.9
男親と子ども	18	0.4	108	1.0
女親と子ども	184	4.0	947	8.6
その他の親族世帯	379	8.2	1,052	9.5
(再掲)母子世帯	147		619	
(再掲)父子世帯	10		59	
計	4,601	100.0	11,022	100.0

資料：「国勢調査」(平成17年)

3) 女性の就業状況

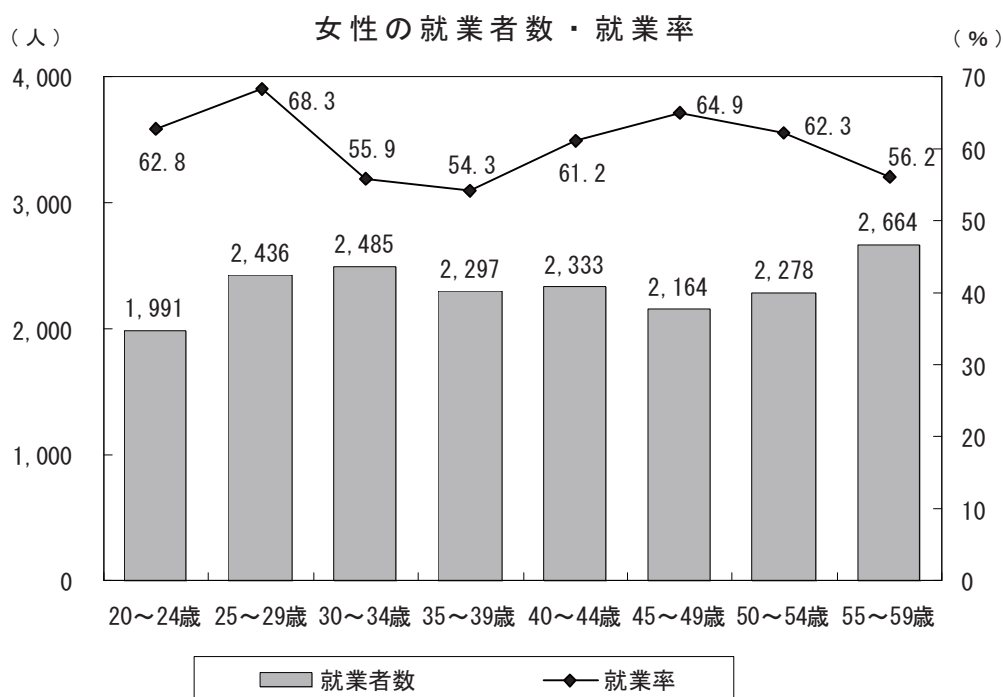
子育てと仕事との両立に関連して、女性の年代別就業率をみると、「25～29歳」の就業率は68.3%ですが、「30～34歳」55.9%、「35～39歳」54.3%と、30歳代で5割台まで低下し、40歳代では再び6割台に上昇しています。

なお、平成20年に実施した「次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査」では就学前児童の4割、小学校児童の5割の母親が就業していると回答しています。

女性の就業状況（年齢別）

	対象者数 (人)	就業者数 (人)	就業率 (%)
20～24歳	3,172	1,991	62.8
25～29歳	3,565	2,436	68.3
30～34歳	4,444	2,485	55.9
35～39歳	4,228	2,297	54.3
40～44歳	3,812	2,333	61.2
45～49歳	3,334	2,164	64.9
50～54歳	3,654	2,278	62.3
55～59歳	4,742	2,664	56.2

資料：「国勢調査」（平成17年）



資料：「国勢調査」（平成17年）

第3章 子育てを取り巻く状況

4) 産業別就業者の状況

平成17年の国勢調査によると、市内に居住する就業している人の産業別に就業状況をみると次のようになっています。

男女ともに第3次産業に従事する割合が高く、特に女性では87.9%と圧倒的に多くなっています。また、その中では、「卸売・小売業」22.4%や「サービス業（他に分類されないもの）」18.4%、「医療・福祉」17.4%が多くを占めています。

産業別の就業状況

	総 数		男 性		女 性	
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
第1次産業	619	1.2	384	1.3	235	1.2
第2次産業	10,289	20.5	8,079	27.0	2,210	11.0
第3次産業	39,213	78.2	21,485	71.7	17,728	87.9
合 計	50,121	100.0	29,948	100.0	20,173	100.0
第3次産業内訳						
電気・ガス・熱供給・水道業	122	0.2	97	0.3	25	0.1
情報通信業	2,761	5.5	2,022	6.8	739	3.7
運輸業	2,661	5.3	2,269	7.6	392	1.9
卸売・小売業	9,262	18.5	4,736	15.8	4,526	22.4
金融・保険業	1,731	3.5	798	2.7	933	4.6
不動産業	1,167	2.3	791	2.6	376	1.9
飲食店、宿泊業	2,116	4.2	935	3.1	1,181	5.9
医療、福祉	4,620	9.2	1,104	3.7	3,516	17.4
教育、学習支援業	2,974	5.9	1,373	4.6	1,601	7.9
複合サービス事業	457	0.9	296	1.0	161	0.8
サービス業（他に分類されないもの）	9,028	18.0	5,316	17.8	3,712	18.4
公務（他に分類されないもの）	2,314	4.6	1,748	5.8	566	2.8

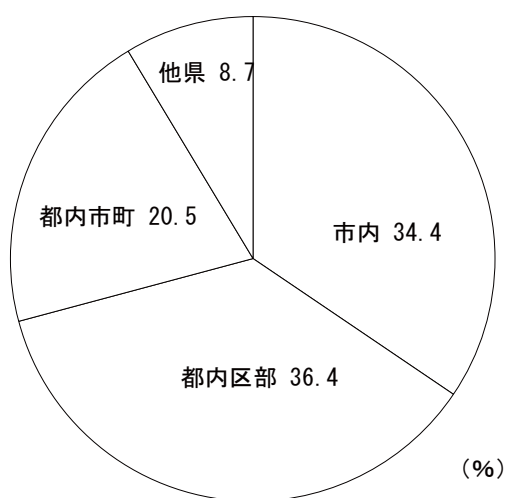
資料：「国勢調査」（平成17年）「分類不能」を除く値。第3次産業の内訳構成比は合計に対する割合

5) 就業者の通勤先（就業）地域

市内に居住する15歳以上の就業者の通勤先（就業している市町村）の状況をみると、市内が34.4%、都内区部36.4%、都内市町20.5%となっており、市民の通勤先としてはそのほとんどが東京都内となっていることが分かります。

また東京区部への通勤では、「千代田区」、「新宿区」、「練馬区」、東京の市町区域では「西東京市」が多く、県外では「埼玉県」に通勤している人が多くなっています。

就業者の通勤先状況



資料：「国勢調査」（平成17年）

2 子どもと子育ての状況

(1) 乳幼児健診や訪問指導の状況

1) 乳幼児健康診査の受診状況

妊産婦及び乳幼児に影響を及ぼす疾病の予防と早期発見を図るため、3～4か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を保健福祉センターでそれぞれ年16回実施しています。

各健診の受診状況は次の通りで、受診率は概ね95%を超え、「3～4か月児」では平成20年度は97.8%となっています。

乳幼児健康診査受診状況の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
3～4か月児健康診査	受診児数(人)	855	845	887	885
	受診率(%)	96.5	96.7	98.5	97.8
1歳6か月児健康診査	受診児数(人)	928	902	875	869
	受診率(%)	93.8	95.3	97.3	95.0
3歳児健康診査	受診児数(人)	942	913	929	850
	受診率(%)	93.4	96.5	93.5	93.0

2) 訪問指導の実施状況

安心して出産・育児ができるよう、妊産婦や新生児がいる家庭に、保健師・助産師が訪問し指導を行っています。それぞれの訪問指導の実施状況は次の通りです。また、平成20年4月からは生後4か月児のいる家庭に全戸訪問事業を開始しています。

訪問指導実施状況の推移

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
妊婦訪問(延件数)	38	30	43	63
産婦訪問(延件数)	574	793	775	752
新生児訪問(延件数)	554	795	768	714
未熟児訪問(延件数)	74	66	69	107
赤ちゃん訪問				173

3) 妊産婦・乳幼児に対する相談・指導実施の状況

安心して出産・子育てできるように講習会の開催、専門家による相談、指導を実施しています。主な事業に参加、相談された人数は次の通りです。

妊産婦・乳幼児に対する相談・指導実施の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
母子健康手帳発行数(冊)	932	933	935	990
離乳食教室(参加者数)	174	193	145	133
プレ・パパママクラス(参加延人数)	553	504	465	568
育児相談(参加延人数)	624	512	540	366
子ども相談(個別相談件数)	348	345	533	572

4) 小児医療体制の状況

平日の夜間における小児初期救急医療体制を確保するため、近隣4市と5市医師会の協定により、平日の通常的な診療時間終了後から準夜間における小児の救急患者に対して、小児救急医療事業を実施しています。

受診者数はここ数年大きく増加し、平成20年度では830人となっています。

準夜間の小児救急医療の状況

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
診療日数(日)		100	208	259
受診者数(人)		336	747	830

また、日曜日、祝祭日及び年末年始における休日診療所については、わくわく健康プラザと市内5医療機関の輪番で実施(午前9時～午後4時半)しています。

準夜間については、滝山病院、前田病院の輪番で、休日歯科診療所については、わくわく健康プラザにて実施しています。

休日診療等の状況

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
休日診療数(人)	2,234	2,414	2,627	2,838
準夜間診療数(人)	396	453	786	633
休日歯科診療数(人)	306	303	350	337

(2) 保育サービス等の状況

1) 保育サービスの利用状況

① 認可保育所の状況

現在、市内には公立の保育所が10か所、私立の保育所が5か所あり、定員の総数は1,495人です。保育所全体の児童数は平成21年は1,510人、定員充足率は101.0%となっています。

保育所の利用率は平成21年4月現在で27.3%となっています。0～5歳人口は減少傾向にありますが、保育利用者数は上昇しており、保育所利用率としては平成17年の時点から2.5ポイント上昇しています。

保育所の設置と利用状況の推移

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
公立	箇所数	10	10	10	10	10
	定員	963	989	989	989	989
	入所児童数	944	974	989	990	982
私立	箇所数	5	5	5	5	5
	定員	509	511	515	515	506
	入所児童数	528	519	513	519	528
合計	箇所数	15	15	15	15	15
	定員	1,472	1,500	1,504	1,504	1,495
	入所児童数	1,472	1,493	1,502	1,509	1,510
0歳	箇所数	12	13	13	13	13
	定員	117	125	125	126	123
	入所児童数	98	104	94	109	120
1歳	箇所数	15	15	15	15	15
	定員	206	208	212	211	214
	入所児童数	203	208	210	209	225
2歳	箇所数	15	15	15	15	15
	定員	239	245	245	245	244
	入所児童数	253	248	258	259	252
3歳	箇所数	15	15	15	15	15
	定員	293	293	293	293	286
	入所児童数	303	302	301	299	286
4-5歳	箇所数	15	15	15	15	15
	定員	617	629	629	629	628
	入所児童数	615	631	639	633	627

* 各年4月1日現在

保育所利用率の推移

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
0～5歳人口(人)	5,946	5,841	5,741	5,643	5,537
保育児童総数(人)	1,472	1,493	1,502	1,509	1,510
利用率(%)	24.8	25.6	26.2	26.7	27.3

* 各年4月1日現在

②待機児童の状況

待機児童数は平成21年4月現在で96人となっています。市の待機児童数は平成17年の77人から平成19年の47人へと減少していましたが、ここ数年は再び増加に転じています。また、待機児童の年齢構成をみると、「1歳」が59人、「2歳」が30人と多くなっています。特に1歳児は、これまで10人台で推移していたものが、平成21年になって大きく増加しています。

待機児童数の推移

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
待機児童数(計)	77	48	47	68	96
0歳	3	0	0	1	0
1歳	15	19	8	13	59
2歳	30	13	19	28	30
3歳	20	12	11	17	5
4歳	6	4	9	5	1
5歳	3	0	0	4	1

* 各年4月1日現在

③特別保育事業の実施状況

市内の保育所において実施している「0歳児保育」、「延長保育」、「障害児保育」等の特別保育事業の状況は次の通りです。

延長保育利用者数は年々増加傾向にあります。

特別保育の実施状況

「0歳児保育」	公立保育所は10か所中8か所で実施しており、7か所では「6か月に達する乳児」を、1か所では「生後57日以上乳児」を対象としています。私立保育所は5か所すべてで実施しており、「生後57日以上乳児」を対象にしています。
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第3章 子育てを取り巻く状況

「延長保育」	公立保育所の開所時間は7:30～18:30までの11時間を基本とし、5か所で「7時～7時30分」の自主延長保育を、7:00～18:00を開所時間とする保育所では1か所で「18時～18時30分」の延長保育を、3か所で「18時～19時」の延長保育を、1か所で「18時～20時」の延長保育を実施しています。私立保育所は7:00～18:00までの11時間を基本とし、2か所で「18時～18時30分」の延長保育を、3か所で「18時～19時」の延長保育を実施しています。
「障害児保育」	公立保育所8か所、私立保育所4か所で実施しています。

延長保育実施状況の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施保育所数	7	7	8	9
延長保育利用者数	20,295	25,468	31,853	32,343

2) 幼稚園の状況

平成20年度までは、公立の幼稚園が3か所、私立の幼稚園が8か所ありましたが、平成21年度現在は、公立幼稚園を廃止し、私立幼稚園の8園のみとなっています。定員は2,155人、定員充足率は73.8%となっています。

幼稚園数及び園児数の状況

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公立	園数	3	3	3	3	0
	定員	210	210	210	105	0
	在園児童数	171	145	132	77	0
私立	園数	7	7	8	8	8
	定員	2,235	2,050	2,155	2,155	2,155
	在園児童数	1,655	1,640	1,691	1,624	1,590
合計	園数	10	10	11	11	8
	定員	2,445	2,260	2,365	2,260	2,155
	在園児童数	1,826	1,785	1,823	1,701	1,590

3) 一時預かり型保育サービスの状況

①一時保育

保護者の就労形態により家庭における保育が困難となる児童、及び保護者の傷病、入院等により緊急かつ一時的に保育を必要とする児童に対し、家庭における保育を支援するため、公立1か所、私立3か所の合計4か所の保育所で一時保育を実施しています。また、私立幼稚園においても8か所で実施しています。なお、社会福祉協議会によるファミリー・サポート事業も展開しています。

一時保育の実施状況

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
実施箇所		3	4	4	4	
定員数		40	50	50	50	
利用延べ日数		計	5,774	7,766	9,001	8,185
		緊急一時	342	568	459	264
		就労等	4,079	4,757	5,985	4,988
		私的理由	1,353	2,441	2,557	2,933

②ショートステイ／トワイライトステイ

保護者の方が出産や病気などで、お子さんの養育が一時的に困難になったときのために、満1歳6か月から小学6年生までのお子さんを対象に、子育て短期支援事業として、預かり保育を行っています。最長6泊7日まで預けることができます。現在、トワイライトステイ事業は実施していませんが、ショートステイ事業で対応しています。

③休日・病後児保育

「休日保育」、「病後児保育」に関しては、現在実施している保育所はありません。

4) 放課後学童クラブの状況

放課後保護者が何らかの事情で監護できない場合に預かる学童保育を小学校1～3年生を対象に実施しています。

学童クラブは市内15か所で実施しており、定員は全体で990人、平成21年度の利用児童は1年生が313人、2年生が322人、3年生が215人で、全体では850人が利用しています。利用者数はここ数年、年10人程度の増加を続けていましたが、平成21年度には減少に転じています。

第3章 子育てを取り巻く状況

放課後学童クラブの状況

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
実施箇所		15	15	15	15	15
定員数		950	950	950	975	990
在籍児童数 計		781	866	878	889	850
	1年	292	329	301	335	313
	2年	269	300	324	288	322
	3年	220	237	253	266	215

5) その他の保育サービスの状況

市内には認可保育所のほかに、家庭福祉員、認証保育所等による保育サービスを実施しています。

①家庭福祉員の状況

保育士・教師・看護師等の有資格者で、保育経験の豊富な人が自宅の一部を開放して家庭的な雰囲気の中で、0～2歳児までの子どもを保育しています。

平成21年度は6か所で実施しており、定員は26人となっています。

②認証保育所等の状況

平成21年4月現在、市内には認証保育所が2か所（定員合計47人）、認定子ども園1か所（定員30人）、保育室が1か所（0歳～2歳児 定員12人）設置されています。

また、ファミリー・サポート・センターが設置されており、会員相互による保育サービスが提供されています。

(3) 養護相談等の件数

平成20年度の児童虐待を理由とする相談件数は東京都全体で5,008件、養育困難を理由とする相談は5,967件、いじめに関する相談は145件となっています。市内でも児童虐待を理由とする相談件数は33件となっています。

児童虐待に関する相談の経路（都全体）をみると、児童相談所（825件）以上に「近隣・知人」からの相談が893件と最も多く、地域の見守りが大きな力となっていることが分かります。

3 ニーズ調査結果の概要

平成20年に実施した「東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査」（以下「ニーズ調査」）をもとに、子育て家庭の現状を紹介します。

調査の概要

調査地域・・・東久留米市市全域

調査対象・・・①就学前児童調査：市内在住の就学前児童の保護者

②小学校児童調査：市内在住の小学校1年生から小学校6年生までの児童の保護者

調査方法・・・郵送配付－郵送回収

調査期間・・・平成20年11月28日（金）～平成20年12月15日（月）

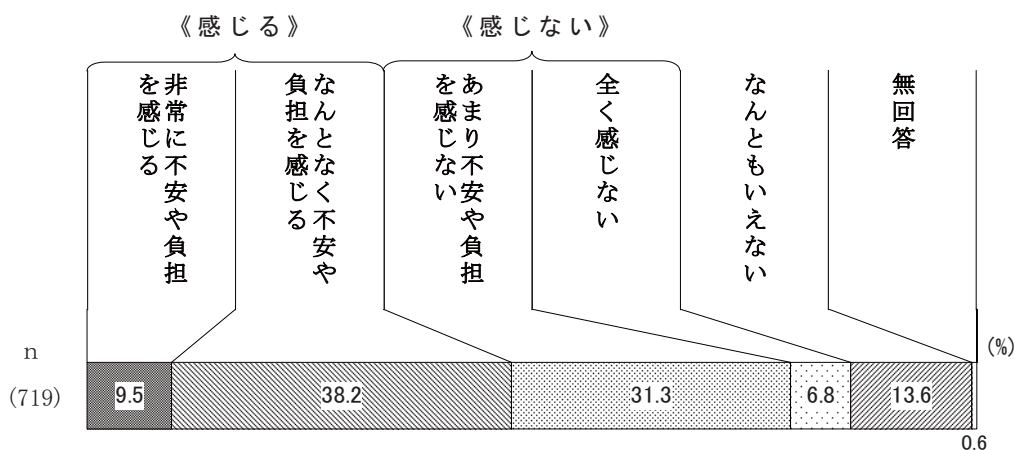
回収結果・・・下記の通り

調査名	配付数	回収数	回収率
1. 就学前児童調査	1,450件	719件	49.6%
2. 小学校児童調査	1,050件	542件	51.6%
合計	2,500件	1,261件	50.4%

(1) 日頃の子育てについて

子育てに関する不安感や負担感では、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」をあわせた《感じる》は47.7%となっています。また、「全く感じない」と「あまり不安や負担を感じない」をあわせた《感じない》は38.1%となっています。

子育てに関する不安感や負担感

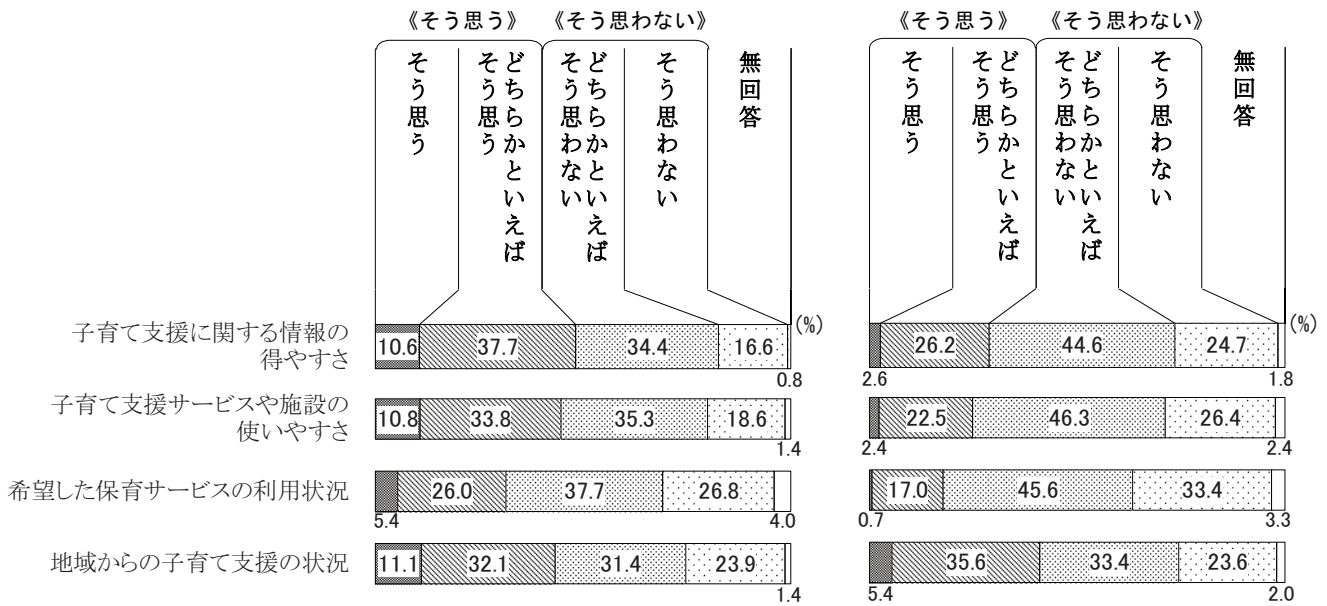


(2) 市内の子育て環境について

市内の子育て環境について、就学前児童の《そう思う》の状況をみると、「子育て支援に関する情報の得やすさ」と「子育て支援サービスや施設の使いやすさ」、「地域からの子育て支援の状況」は4割台となっています。一方、小学校児童では「地域からの子育て支援の状況」(41.0%)が4割台を占めていますが、それ以外の項目では1～2割台と少なくなっています。

【就学前児童 n=(719)】

【小学校児童 n=(542)】

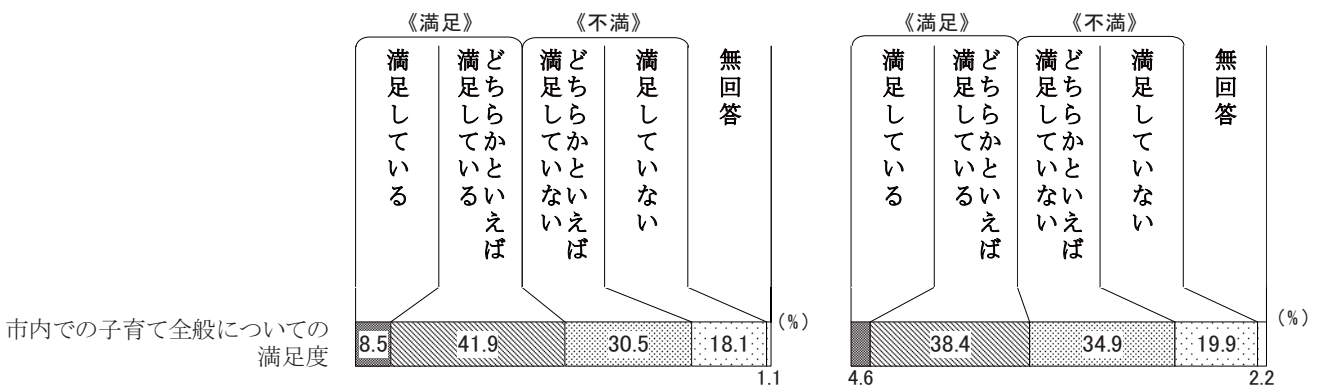


(3) 子育て全般の満足度

子育て全般についての満足度は、就学前児童では、「満足している」と「どちらかといえば満足している」をあわせた《満足》は50.4%となっています。小学校児童では、《満足》は43.0%となっています。

【就学前児童 n=(719)】

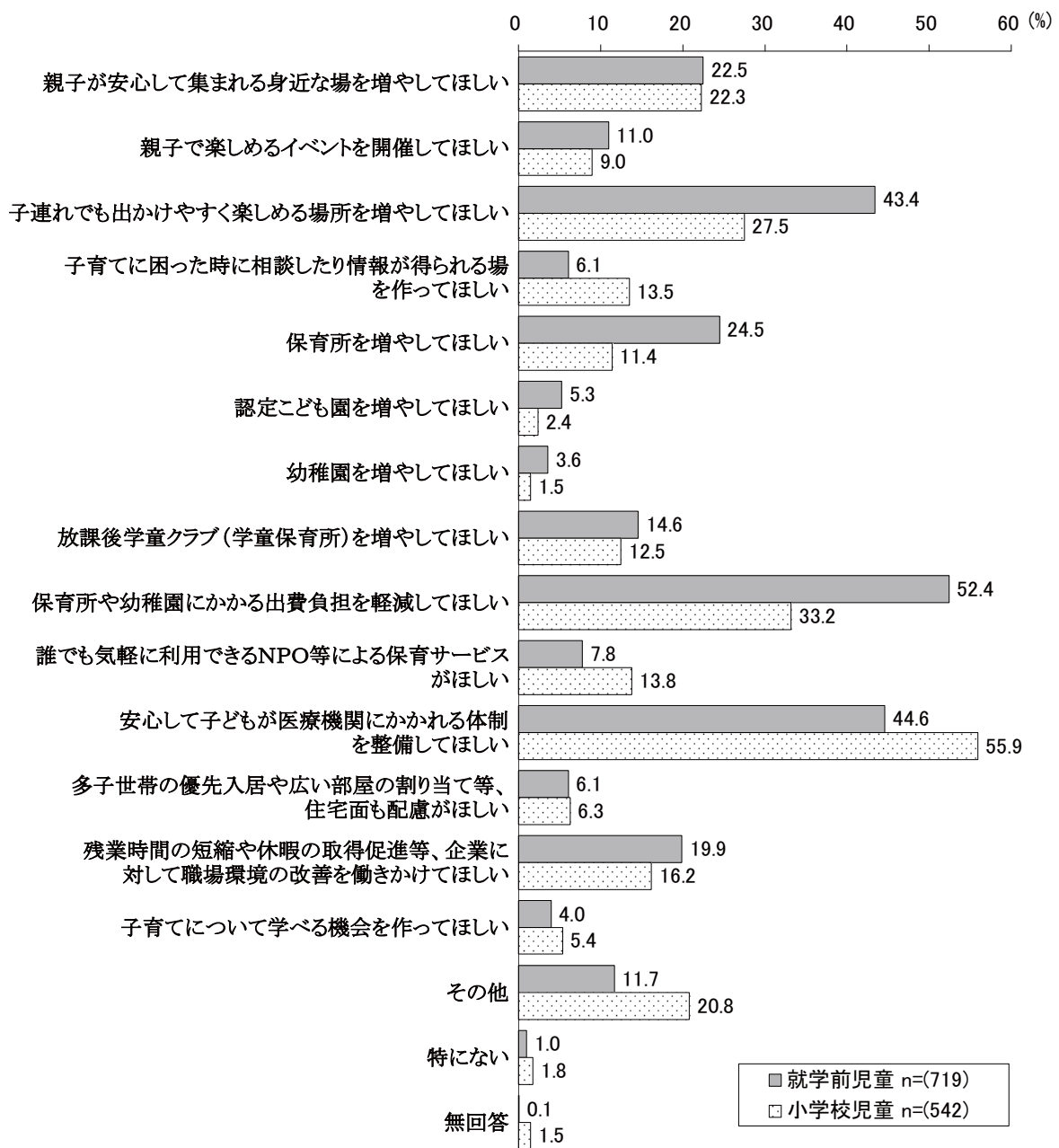
【小学校児童 n=(542)】



(4) 子育て支援施策要望

子育て支援環境充実のための必要な支援策は、就学前児童では、「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」が52.4%で最も多く、以下、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」(44.6%)、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」(43.4%)などが続いています。

小学校児童では、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が55.9%で最も多く、以下、「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」(33.2%)、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」(27.5%)、「親子が安心して集まれる身近な場を増やしてほしい」(22.5%)などが続いています。



4 中高生の居場所に関するアンケート結果の概要

中高生の放課後の過ごし方やどんな場所が欲しいと思っているかなどを把握し、「子どもの居場所づくり」に係る今後の施策展開の参考とするために実施しました。

調査の概要

調査方法 ・ 市内5か所の児童館にて、中高生の来館者にアンケートを行いました。
 調査期間 ・ 平成21年7月末～8月末
 回収結果 ・ 下記の通り
 回収数 ・ 148件

＜児童館別回収数＞ (件)

全 体	ひばり	けやき	くぬぎ	滝山	中央
148	50	15	13	35	35

(1) 放課後等の過ごし方

放課後等の過ごし方は、「学校の友だち」と「クラブ活動」や「おしゃべり」、「テレビゲーム」をしている生徒が多くなっています。

＜一緒に過ごす人＞

項目	%
学校の友だち	73.6
親やきょうだい	48.6
一人	32.4

＜よく過ごす場所＞

項目	%
自分の家	65.5
学校(校庭)	47.3
友だちの家	18.9
公園や近所の空き地	12.8
カラオケやゲームセンター	10.8

＜放課後の過ごし方＞

項目	%
クラブ活動をしている	41.9
おしゃべりしている	39.2
テレビゲームなどのゲームをしている	30.4
何もせず、ぶらぶらしたり、ごろごろしている	23.6
テレビを見たりラジオを聞いたりしている	21.6

(2) 近くにあったらいいと思う場所

特に多かったのは、「思いきり体を動かせる場所」、「自然がいっぱいな場所」であり、全体的に、「広さ、自然、自由」のある場所の人気が高くなっています。

＜あったらいいなと思う場所＞

項目	%
スポーツなど体を思いきり動かせる場所	56.8
自然がいっぱいでほっとできる場所	33.8
友だちと自由におしゃべりができる場所	22.3
インターネットが使える場所	19.6
オープンな形で自由に遊べる場所	18.2
友だちがたくさん集まってくるような場所	17.6

項目	%
誰にも何も言われずに過ごせる場所	17.6
音楽など家ではできない趣味をできるような場所	16.2
だれかがおもしろいことを教えてくれそうな場所	7.4
静かに勉強や読書ができる場所	5.4
ボランティア活動ができる場所	2.0

第4章 施策の展開

基本目標1 地域における子育ての支援

主要課題（1）地域における子育て支援サービスの充実

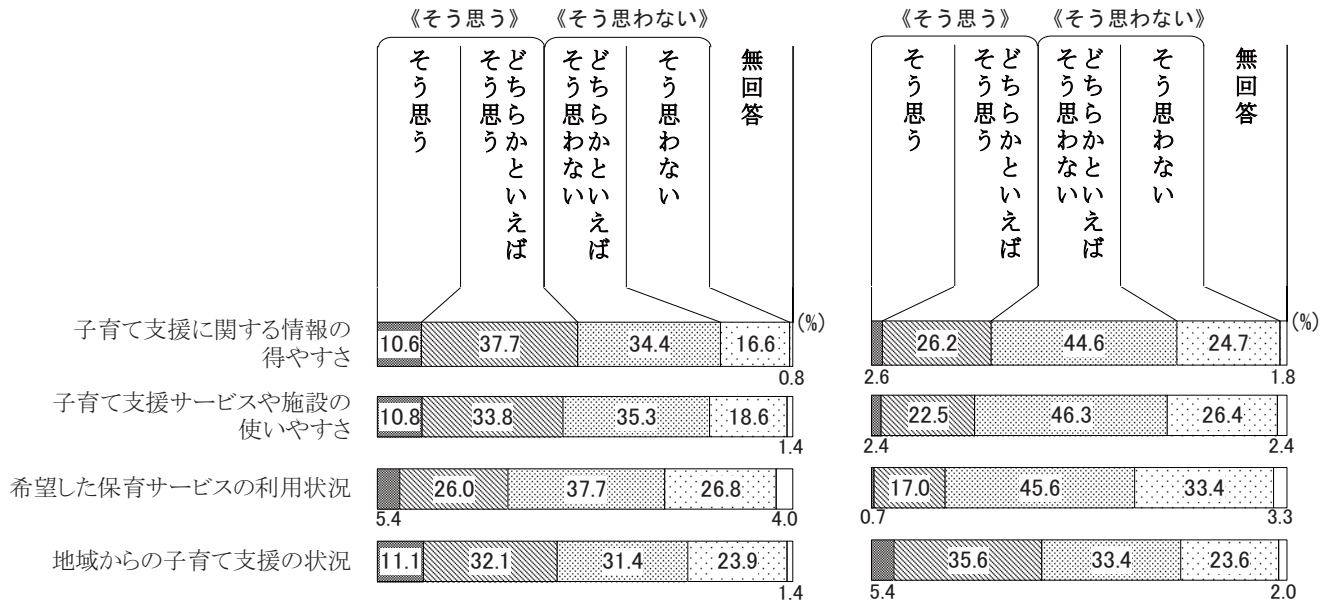
- 子どもたちがのびやかに育っていくうえでは、身近な地域で子どもの育ちと子育てを支えるさまざまな仕組みが必要です。
- 市では、「子ども家庭支援センター」（健康プラザ2階）を基幹に、地域子育て支援センター、子育てひろば、幼稚園における子育て相談など、地域のさまざまな機会を通じて子育て家庭への支援に努めてきました。
- ショートステイ、ファミリー・サポート・センターなど、地域の子育てを支える事業が展開されています。これらのサービスには、利用料金の問題や、予約が必要で思うように使えないといった利用方法の問題など、今後も検討・充実の余地があると考えています。
- 実態調査の結果をみると、「情報の得やすさ」、「サービスや施設の使いやすさ」、「地域からの子育て支援」などの市内の子育て環境については、まだまだ改善の余地がある結果となっています。
- サービスの使い勝手を向上させていくとともに、必要なときに必要なサービスを的確に選ぶことができるよう、十分な情報提供をしていくことが必要です。例えば、子育て応援マップの活用なども有効な情報提供につながるものです。
- すべての子育て家庭に対して、利用しやすい柔軟な子育て支援サービスを提供するとともに、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域の子育て関連団体やボランティアの活動を促進し、地域での子育てを支える力を高めていくことが必要です。

第4章 施策の展開

市内の子育て環境について

【就学前児童 n=(719)】

【小学校児童 n=(542)】



施策の方向①地域ぐるみの子育て支援

ショートステイやファミリー・サポート・センターなど、地域密着型の子育て支援体制を推進します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
1) ショートステイ(子育て短期支援事業)	社会的な理由で家庭での子どもの養育が一時的に困難になったときに、お子さんを預かります(宿泊を伴う)。年齢別となっている料金設定や兄弟の利用、連泊する場合の利用料の軽減などが必要となっています。定員数については、利用数の推移を見て判断していきます。	継続	子育て支援課
2) トワイライトステイ(子育て短期支援事業)	仕事等の理由で平日の夜間または休日に不在となる家庭で、子どもの養育が困難になったときに、日中、夜間にお子さんを預かる事業です。現在はショートステイで対応できており未実施ですが、今後、ニーズを精査するとともに他の事業対応の可能性も含め検討します。	新規	子育て支援課

施策・事業名	概要	区分	所管課等
3) ファミリー・サポート・センター	<p>育児のお手伝いをしたい会員と、育児のお手伝いを受けたい会員による、組織的な有償サービスの相互援助活動です。</p> <p>提供（協力）会員に比べて依頼（利用）会員が多く、提供会員の高齢化も生じていることから、提供会員の増員に努めます。</p>	継続	子育て支援課

施策の方向②情報提供と相談活動の充実

必要な人が必要なときに情報が得られるよう、市の広報紙やインターネットなどを活用した、地域の子育て支援サービスの提供体制を充実します。また、いつでも気軽に相談できる場の設置を進めるとともに、各種相談事業を充実します。

（主な施策・事業）

施策・事業名	概要	区分	所管課等
4) 子ども家庭支援センター	<p>0歳から18歳未満までの子ども家庭総合マネジメント機関として、総合相談や情報提供の他、子どもと家庭を支援するネットワークの構築と関係機関間の調整、要支援家庭サポート、在宅サービスの提供などを行っています。</p> <p>総合相談の件数増加や虐待対応ケースの重度化に伴い、関係機関の役割の明確化がより必要になっています。</p> <p>今後は地域の中核機関として、地域の子育て相談力の向上を目指し、職員配置の充実に努めるとともに、子育てひろばや関係機関との連携強化に努めます。</p>	拡充	子育て支援課
5) 子育てひろば （地域子育て支援センター）の充実	<p>地域における子育て親子の交流を促進する支援拠点として、子育て等に関する情報提供、相談・支援の実施などが行われています。平成22年度より新規に1か所開設し、市内2か所となる予定です。</p> <p>地域の相談力向上のため子ども家庭支援センターとの連携を充実させていきます。</p>	拡充	子育て支援課
6) 子育て相談の充実	<p>市内のほぼ全域にある保育園で、子育てに関するノウハウを活かした子育て相談が行われています。</p> <p>子育てひろばや関係機関との連携を図りつつ、地域に開かれた保育園として、身近で利用しやすい子育て相談に対応していきます。</p>	継続	保育課

第4章 施策の展開

施策・事業名	概要	区分	所管課等
7) 子育て情報の提供	<p>保育園に通っている園児の保護者や地域活動に参加する保護者に対し、子育てについてのさまざまな情報提供を行っています。</p> <p>今後は、各保育園の創意工夫によりだれもが手に取れる子育て関連情報を年1回以上発行するなど、情報提供機能を充実させていきます。</p>	拡充	保育課

施策の方向③仲間づくりの場の充実

身近なところに、いつでも気軽に親子で集い交流できる場所の設置を進めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
8) 地域活動事業の充実	<p>市内各保育園は「地域に開かれた保育園」を目指し、育児相談、園庭開放、異年齢児・世代間・地域交流行事などを行っています。</p> <p>今後も、大規模なイベントから気軽に参加できる事業まで、各種地域活動事業の充実に努めます。</p>	拡充	保育課
9) 父親の育児参加支援の推進	<p>父親の育児への参加を後押しするため、行事へ参加しやすい環境を整備し、父親向け育児講座など、新たな事業企画を通じて父親の育児参加を支援します。</p>	拡充	保育課

施策の方向④各種経済的支援

余裕をもって子育てに専念できるよう、子育て家庭に対する児童手当、乳幼児医療費支給等の制度の推進に努めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
10) 児童手当支給 事業	児童を養育する家庭における生活の安定、及び次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上を図るため、児童手当法に基づき手当を支給します。	継続	子育て支援課
11) こども医療費 助成事業	【乳幼児医療費助成】 義務教育就学前にある児童の保険診療にかかる自己負担分を助成しています。平成 21 年 4 月より市単独事業として所得制限を全年齢において撤廃しました。 【義務教育就学児医療費助成】 平成 19 年 10 月から義務教育就学期にある児童の保険診療にかかる自己負担分のうち 1 割を助成しています。平成 21 年 10 月より助成範囲の拡大を行うとともに、今後も充実方法を検討していきます。	拡充	子育て支援課
12) 入院助産の実 施事業	市内に住居を有し、保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して安全で衛生的な出産を保证するため、指定された助産施設での入院出産に要する費用を助成しています。 制度として確立しており、今後も利用者への十分な説明と病院との連携、事務手続きのスムーズな執行に努めます。	継続	子育て支援課
13) 幼児教育の振 興事業	東久留米市私立幼稚園連合会の活動費、教職員の研修、園医等の報酬に対する補助金を交付することにより、幼児教育の振興充実を図っていきます。	継続	子育て支援課
14) 幼児教育の推 進事業	幼稚園等園児の保護者負担を軽減し、幼児教育の推進に努めます。現在、国と都は所得制限の基準がありますが、市の単独事業では全員に補助を行っています。今後は、所得に応じた保護者負担軽減の取り組みを図っていきます。	継続	子育て支援課

主要課題（2）保育サービスの充実

- 保育サービスを実施する際には、利用する子どもの幸せを第一に考えるとともに、子どもの家庭の実態や意向を十分に踏まえてさまざまな保育サービスの提供体制を整備することが必要です。
- 市の児童人口はここ数年減少傾向にありますが、保育サービスを希望する家庭の数は増加傾向にあります。保育園では定員の弾力化などによる受け入れ枠拡大を行ってきましたが、平成21年4月現在の保育所待機児童は96人、内1歳児が59人、2歳児が30人となっています。
- ニーズ調査の結果をみても、認可保育所や幼稚園の預かり保育の利用希望が現状を上回っています。また、利用時間の延長を希望する声も少なくありません。
- 近年では、保育園と幼稚園の連携による「認定こども園」の制度が創設され、注目を集めています。
- さまざまな規制緩和措置や新しい制度、さらには民間の活力を利用してサービスの量を確保していくとともに、利用できる対象や時間、曜日の拡大など、保育需要に柔軟に対応した、利用しやすい保育サービスを提供していくことが必要です。
- 認可保育所は、地域の子育て支援の核として、待機児童の解消に努めるとともに、育児相談や地域活動事業等のメニューの拡充を図っていきます。

子育てサービスの利用と希望

サービス名	利用現状 (%)	利用希望 (%)
認可保育所	24.4	31.4
幼稚園	15.2	15.4
幼稚園預かり保育	6.8	19.5
認証・認定保育施設	1.8	2.4
事業所内保育施設	0.5	8.2
認定こども園	0.8	6.1

施策の方向①待機児童の解消

保育所の建替え・整備による定員の拡大や民間活力の導入の推進、認証保育所の開設の推進などにより、低年齢児受け入れ枠の拡充等を通して、段階的な待機児童の解消を図ります。

(待機児童解消計画)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
15) 保育園定員の適正化	<p>多様化する保育ニーズに対応するため、保育所の建替え等の整備を機に低年齢児の拡大を考慮した定員の見直しを図ります。平成 18 年度には移転・新設したひばり保育園(公設民営)で定員の拡充を図り、現在定員は 1,495 人(公立 989 人、私立 506 人)となっています。</p> <p>また、平成 22 年 4 月に公設民営園 1 園、同年 6 月に私立保育園 1 園の開園を予定しています。</p> <p>東久留米市立保育園の民営化実施計画(改定版)により、保育園の施設更新に合わせて定員の適正化を図っていきます。</p> <p>(目標値)</p> <p>① 認可保育所定員数 平成 21 年度 1,495 人 → 平成 26 年度 1,617 人</p> <p>② 認可保育所 0 歳児～2 歳児の定員 平成 21 年度 581 人 → 平成 26 年度 655 人</p>	拡充	保育課
16) 市立保育園民営化の推進	<p>東久留米市立保育園の民営化実施計画(改定版)に基づき、民間活力の導入による既設園の民営化を進め、待機児童解消を図っています。その際、施設更新等により受け入れ数を拡大するとともに、保育環境を整備し、保育サービスの拡充を進めます。</p> <p>(目標) 民営化実施園数 平成 26 年度までに 2 園</p>	拡充	保育課
17) 認可保育所の充実	<p>現在市内には、認可保育所が 15 園、定員総数は 1,495 人となっています。</p> <p>待機児童解消を目指し、平成 22 年 4 月に公設民営園 1 園、同年 6 月に私立保育園 1 園の開園を予定しています。</p> <p>平成 26 年度には、認可保育所 16 園、定員総数を 1,617 人に拡充する見込みです。</p>	拡充	保育課
18) 認証保育所の開設	<p>待機児童の解消及び都市の多様な保育需要に対応するため、認証保育所の開設を促進します。現在は、市内に認証保育所 A 型 1 園、B 型 1 園、また、認証保育所へ移行準備をしている認可外保育施設が 1 施設あります。</p> <p>待機児童解消のため、国や都の動向も注視しつつ、市内で認証保育所の開設を希望する事業者を支援していきます。</p>	拡充	保育課

第4章 施策の展開

施策・事業名	概要	区分	所管課等
19) 保育室の認証 保育所への移行	<p>低年齢児童の受け入れ施設である保育室の認証保育所への移行を行うことにより、待機児童の解消を図ります。</p> <p>(目標値) 認証保育所への移行数 平成 26 年度までに 1 施設移行</p>	拡充	保育課
20) 家庭福祉員への助成	<p>低年齢児の家庭的な保育への需要があることから、新規開設への支援を進めます。現在は、家庭福祉員 6 名、受け入れ定員 26 人となっています。家庭的な雰囲気の中で保育を行う家庭福祉員の拡充により、待機児童の解消を図ります。また、研修などを通じて、市立保育園との連携を進めます。</p> <p>(目標値) 家庭福祉員の開設数：毎年 1 施設開設</p>	拡充	保育課
21) 認定こども園への助成	<p>認定こども園の設置者に対して補助金を交付することにより、幼稚園・保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の推進を図ります。</p>	継続	子育て支援課

施策の方向②多様な保育サービスの提供

就労している保護者や、在宅で子育てをしている保護者など、多様な保育・子育て支援ニーズに対応できるよう、子育てサービスの充実を図ります。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
19) 保育室の認証 保育所への移行 (再掲)	<p>低年齢児童の受け入れ施設である保育室の認証保育所への移行を行うことにより、待機児童の解消を図ります。</p> <p>(目標値) 認証保育所への移行数 平成 26 年度までに 1 施設移行</p>	拡充	保育課
20) 家庭福祉員への助成 (再掲)	<p>低年齢児の家庭的な保育への需要があることから、新規開設への支援を進めます。現在は、家庭福祉員 6 名、受け入れ定員 26 人となっています。家庭的な雰囲気の中で保育を行う家庭福祉員の拡充により、待機児童の解消を図ります。また、研修などを通じて、市立保育園との連携を進めます。</p> <p>(目標値) 家庭福祉員の開設数：毎年 1 施設開設</p>	拡充	保育課

施策・事業名	概要	区分	所管課等
22) 低年齢児保育の充実	<p>0～2歳までのいわゆる低年齢児の保育ニーズに対応するため、受け入れ枠の拡大を図ります。平成21年4月時点、認可保育園の待機児童数は、1歳児59名、2歳児30名となっており、今後開園を予定している保育園においても低年齢児保育を行い、受け入れ枠を拡充します。</p> <p>(目標値) 認可保育所0歳児～2歳児の定員 平成21年度581人 → 平成26年度655人</p>	拡充	保育課
23) 延長保育の充実	<p>保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等の保育ニーズに対応するため、通常保育時間(11時間)以上の保育を行う延長保育実施園の拡大を図ります。現在、公立保育園3園、公設民営保育園2園、私立保育園5園で延長保育を実施しています。今後開園予定の保育園においても延長保育を実施していきます。</p> <p>(目標値) 延長保育実施園数 平成21年度10園 → 平成26年度16園</p>	拡充	保育課
24) 産休明け保育の拡充	<p>就労先の状況などにより、育児休業が取りにくい世帯のため、産後8週間を経過した児童の保育を行います。現在は私立保育園5園と公設民営園1園で実施しています。年度後半に入所対象年齢に達する児童については、保育園の受け入れ枠が少なく、待機児童につながる場合があるため、産休明け保育の対応を拡充していきます。</p> <p>(目標値) 産休明け保育を実施している認可保育園数 平成21年度6園 → 平成26年度9園</p>	拡充	保育課
25) 年末保育の実施	<p>多様な就労形態に対応するため、年末においても保育が必要とされる世帯のために、平成19年度より年末保育を実施しています(公立1園、公設民営1園で実施)。利用者の需要の動向を把握しながら、事業を進めていきます。</p> <p>(目標値) 年末保育を利用した延べ人数: 30人</p>	継続	保育課

第4章 施策の展開

施策・事業名	概要	区分	所管課等
26) 病後児保育の実施	<p>保育所通所児童等で、病気の回復期に集団保育が困難な期間、個別の保育を必要とする子どもを対象とした病後児保育の実施を検討してきました。市内医療機関では既に独自に実施しているところがありますが、市としては支援できていないのが現状です。今後、利用者の需要の把握に努め、病後児保育実施に向けて検討を進めます。</p> <p>(目標値) 平成 26 年度までに実施</p>	拡充	保育課
27) 私立保育園への助成	<p>児童福祉法及び東久留米市保育運営費支弁要綱に基づき、私立保育園 5 園、公設民営保育園 2 園に運営費を助成しています。保育園独自の取り組みにも対応できるように、内容の充実を検討していきます。</p>	継続	保育課
16) 市立保育園民営化の推進 (再掲)	<p>東久留米市立保育園の民営化実施計画(改定版)に基づき、民間活力の導入による既設園の民営化を進め、待機児解消を図っています。その際、施設更新等により受け入れ数を拡大するとともに、保育環境を整備し、保育サービスの拡充を進めます。</p> <p>(目標) 民営化実施園数：平成 26 年度までに 2 園</p>	拡充	保育課

施策の方向③保育サービスの質の向上

安心して選択できる保育サービス情報の提供と保育サービスの質の向上に結びつくよう第三者機関による評価制度の受審を支援します。良好な保育空間を確保するため、保育園の改修、園庭の整備を行います。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
28) 保育園の改修・建替えによる整備	<p>施設の老朽化に対応するため、保育園の改修を進めます。公立保育園全園の改修を行っていますが、経年劣化により改修が必要とされる箇所が増えており、計画的な改修を行っていきます。</p>	継続	保育課
29) 保育園園庭整備	<p>園庭を整備し、地域活動事業や園庭開放を行い、地域の子育て支援と交流の場を提供しています。平成 18 年度より 1 年に 1 園のペースで園庭改修を行っています。今後も計画的に園庭整備を進めていきます。</p>	継続	保育課
30) 第三者サービス評価の促進	<p>利用者の選択性の確保を図るため、認可保育所の第三者サービス評価の受審支援と普及、定着に努めます。</p>	継続	保育課

主要課題（3）預かり保育の充実

- 就労している、していないに関わりなく、すべての子育て家庭が利用できる預かり保育は、緊急時のためになくってはならないものです。
- 核家族化の進行や近所付き合いの希薄さ等により、孤独な子育てを強いられている母親の閉塞感・負担感からくる育児不安が指摘されています。特に家庭において子育てをしている専業の母親も含めて、すべての子育て家庭に対応できるような多様な支援が求められています。
- 本市では、保育園における一時預かりの他、私立幼稚園における預かり保育、ファミリー・サポート・センターを利用した一時預かりが行われており、保護者のパートタイム就労、通学、疾病、出産、介護、冠婚葬祭等により、緊急かつ一時的な保育を必要とする児童に対する、一時的な養育を支援しています。
- 新しく市に転入してきた人たちや核家族世帯などでは、緊急時やちょっとした息抜きにも身近に頼るべき存在がないといった問題も少なからず存在していることが考えられます。
- 誰もが利用できる預かり保育の充実、いざというときの安心感のためにも重要です。すべての子育て家庭のために、預かり保育の充実を図っていきます。

第4章 施策の展開

施策の方向①預かり保育の充実

専業主婦の家庭を含めたすべての子育て家庭への支援という観点に立ち、誰もが利用しやすい預かり保育の充実に努めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
31) 一時預かり (一時保育) の充実	<p>病気などの緊急時や就労等で子どもの保育が一時的に困難な場合、育児疲れ・保育によるストレスなどにより一時的に保育が必要な場合に子どもを預かる事業で、就労の有無等に限らず、誰でも利用できます。</p> <p>現在は公設民営保育園 1 園、私立保育園 3 園で実施しています。</p> <p>今後開園予定の保育園でも一時預かり(一時保育)事業を行うとともに、市が独自で行う一時預かり事業についても検討していきます。</p> <p>(目標値) 一時預かり(一時保育)事業実施保育園数 平成 21 年度 4 園 → 平成 26 年度 7 園</p>	拡充	保育課
32) 幼稚園の預かり保育	<p>東久留米市私立幼稚園では、預かり保育事業を実施しています。平成 20 年度の実績では 8 園ともに実施し、このうち 3 園では長期休暇中も実施しています。</p>	継続	子育て支援課
3) ファミリー・サポート・センター(再掲)	<p>育児のお手伝いをしたい会員と、育児のお手伝いを受けたい会員による、組織的な有償サービスの相互援助活動です。</p> <p>提供(協力)会員に比べて依頼(利用)会員が多く、提供会員の高齢化も生じていることから、提供会員の増員に努めます。</p>	継続	子育て支援課

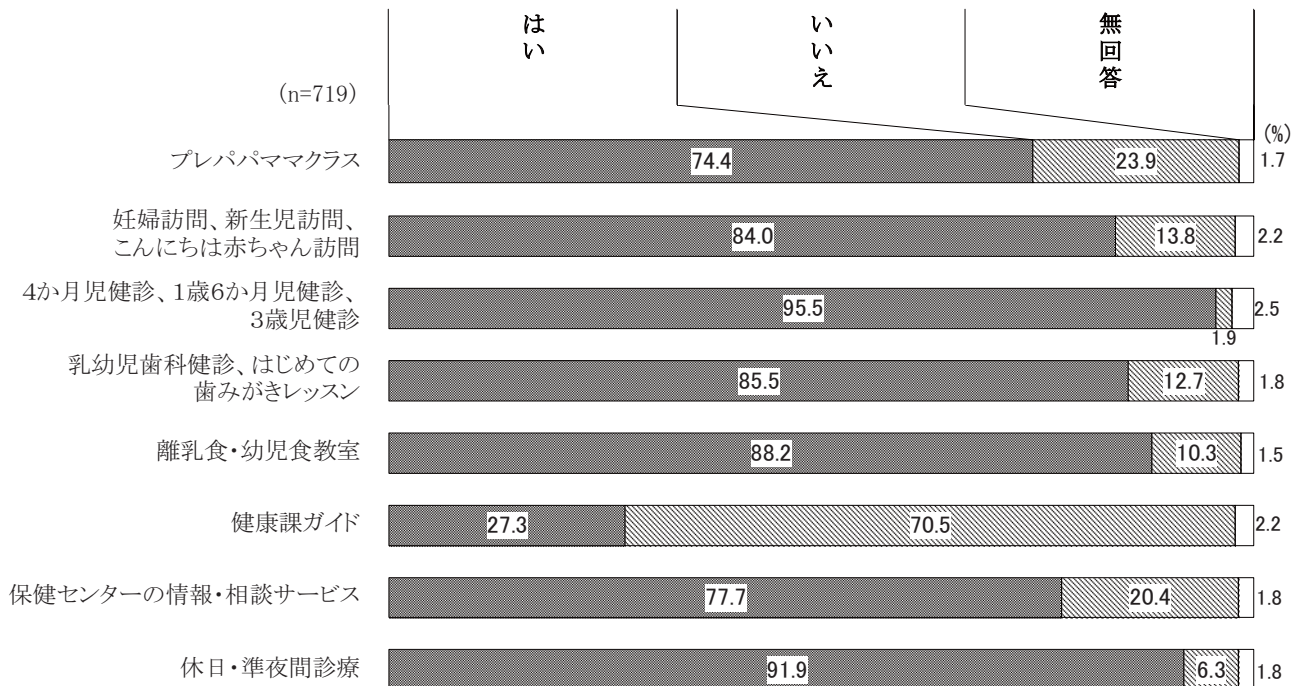
基本目標 2 親と子の健康の確保及び増進

主要課題（1）子どもや母親の健康の確保

- 核家族や短期居住者の増加は、妊娠や出産に関する身近な経験者の知識や経験を受け継いでいく機会の減少につながっていると考えられます。
- 本市では、妊産婦・乳幼児に関わる各種の健診を実施するとともに、乳幼児育児相談・栄養相談、母親学級・両親学級等、発育・発達過程に応じた相談事業や助産師、保健師による家庭訪問、育児相談などを実施しています。
- 出産や子育て不安を解消し、親が気持ちにゆとりを持つことができるよう、出産・子育て情報の提供、各種の講座や教室の開催、気軽に相談できる窓口を充実していくとともに、子育てする親が孤立化しないで、お互いに学びあい支えあえるように、親の仲間づくりを支援していくことはとても重要なことです。
- ニーズ調査をみると、健診や保健に関する各種事業の認知はおおむね8割台となり、市民に浸透している様子がうかがえました。今後も認知の維持向上と、実施率の向上に努めます。
- 子どもと親が健やかに生まれ育っていく上で、心身の健康は不可欠な要素であり、妊娠・出産、乳幼児期を通じて親と子の健康が確保されるよう、より一層の健康診査や相談・指導、親同士の交流機会の充実が必要です。

第4章 施策の展開

子育てサービスの認知（就学前児童保護者）



施策の方向①講座や教室、相談事業の充実

妊娠・出産・育児に関して、「学べる」場の提供、「相談できる」機会の充実、「支えあう仲間ができる」場づくりを支援します。

（主な施策・事業）

施策・事業名	概要	区分	所管課等
33) 母子健康手帳 の交付	健康課・市民課・各連絡所で母子健康手帳の交付を行っています。交付時に、妊婦健診票（14回分）、子育て情報や気軽に相談できる窓口の紹介等の資料（子育て便利帳）を「母と子の健康バッグ」として、配布しています。母子手帳交付は、抱えている不安や問題を把握できるいい機会であり、健康課での直接交付や、届出書用紙の工夫を検討し、その後のフォローにつなげていきます。	継続	健康課

施策・事業名	概要	区分	所管課等
34) ブレ・パパマ マクラス	<p>妊娠・出産・育児に関する講話と実習、母子健康サービスの紹介を行うとともに、親どうしの学びあい、仲間づくりの場とともなっています（開催回数：6回/年）。土曜版を実施することで、父親の参加が増えており、参加者からも好評を得ています。</p> <p>卒業生（出産後の母・父）を交えての同窓会なども充実してきており、現在のプログラムで経過を見ながら、若年層など参加の少ない対象への対応などを検討していきます。</p>	継続	健康課
35) 妊婦・新生 児・未熟児訪 問指導	<p>母性、乳幼児の健康の保持増進を図るために、妊娠中や出産後、乳幼児期における個々の健康上の問題について、保健師及び助産師が家庭訪問し、保健指導を行っています。</p> <p>平成 20 年度からは子育ての孤立化を防ぐために生後 4 か月までの全戸訪問を開始していますが、1 割弱の家庭で、不在や連絡がとれない状態です。早期より適切な育児支援が受けられるよう、全戸訪問を目指します。</p> <p>（目標値）赤ちゃん訪問実施率 100%（全戸訪問）</p>	拡充	健康課
36) 育児相談	<p>保護者の育児不安解消と、子どもの健全な発達を援助するため、母乳・栄養・育児等に関する個別相談を行っています。（年 10 回、内、わくわく健康プラザ以外での出張相談：年 2 回）。</p> <p>離乳食や歯科に関する相談、4 か月未満児の占める割合は増加しています。幅広い相談に対応できる、気軽な相談窓口として、より多くの方に活用してもらえよう、実施場所の拡大などを検討していきます。</p>	継続	健康課
37) 食事相談	<p>全市民（食生活に不安や悩みをもつ方）を対象に、個別相談により、食生活に関する不安や悩みを解消し、安心した食生活を送れるよう支援します。</p>	継続	健康課
38) 子ども相談	<p>乳幼児健診や相談事業の結果、母子の心理面や児の発達上、経過観察が必要と判断された児について、定期的に心理相談（個別、集団）を実施しています（個別相談：年 24 回、集団グループ相談：年 21 回）。継続フォローが必要な場合には、関係機関との連携と地区担当保健師で調整しています。</p>	継続	健康課

第4章 施策の展開

施策の方向②健診等の充実

妊娠中の健診及び歯科健診、乳幼児健診、歯科健診など各種の健診や予防接種を実施しています。今後も、こうした健診等の充実並びに発達段階に応じた健診体制を検討していきます。

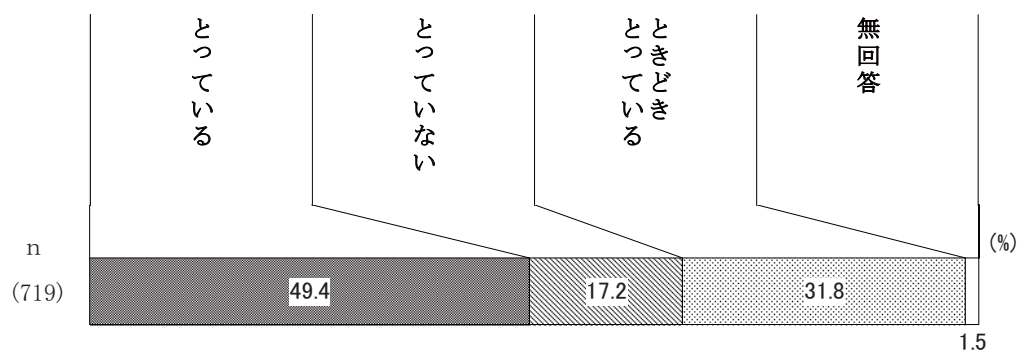
(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
39) 妊婦歯科健診	妊婦自身の歯科保健意識が向上し、家庭の口腔衛生について意識ができるよう、妊婦の歯科健診と口腔衛生指導（ブラッシング指導）等を行っています。 妊婦自身の口腔ケアに加え、赤ちゃんの歯や口腔に関する情報を知りたいという要望があることから、健診前後の時間を利用して小集団の指導を取り入れることなどを検討していきます。	継続	健康課
40) 乳幼児歯科相談室	1歳6か月健診、2歳児歯科健診の経過観察者及び2歳児歯科健診受診後の希望者を対象に、年齢や口腔内の状態に応じた保健指導を行っています。 継続的な健診を実施できるようにフォローが必要であり、要経過観察者の健診、予防処置等の事業を継続します。	継続	健康課
41) 乳幼児健診 (3~4か月、 1歳6か月、 3歳児)	疾病の早期発見及び児の健全育成や保護者への育児支援のため、総合的な健診（一般・歯科・視聴覚）を行っています（年16回）。 受診率は95%前後で、未受診者に対しては、電話や地区担当保健師による訪問等の働きかけを行い、できる限り未受診を少なくするよう努めています。	継続	健康課
42) 発達健診	各健診の結果、児童精神科的領域及び運動・精神発達遅滞が疑われる乳幼児に対し、児童精神・小児神経学的立場に重点を置いた健診、作業療法士による指導、個別相談を行い、障害等の早期発見・早期治療を図っています（年12回）。	継続	健康課
43) 予防接種	感染症の予防及び蔓延を防ぐために、BCG・ポリオ・三種混合・二種混合・麻疹・風疹・日本脳炎の予防接種を実施しています。二種混合など接種率が低いものについて、接種率の向上に努めます。	継続	健康課
12) 入院助産の実 施事業(再掲)	市内に住居を有し、保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して安全で衛生的な出産を保障するため、指定された助産施設での入院出産に要する費用を助成しています。 制度として確立しており、今後も利用者への十分な説明と病院との連携、事務手続きのスムーズな執行に努めます。	継続	子育て支援課

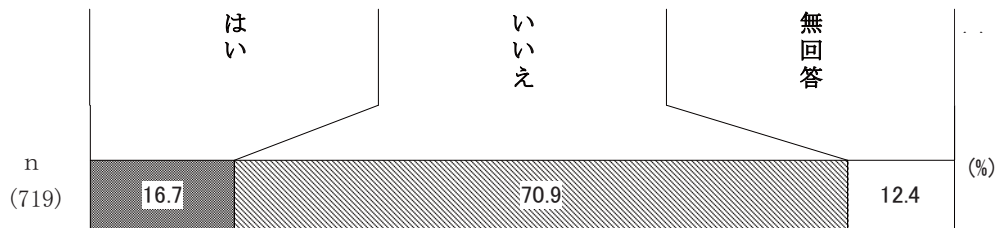
主要課題（2）健康な生活習慣の確立・食育の推進

- 朝食を摂らないことや偏食などの食習慣の乱れ、小児肥満など、食に関わるさまざまな問題が子どもたちに生じています。
- 乳幼児期からの楽しく正しい食習慣の定着は、豊かな人間性の形成や家族関係づくりにとっても大切な栄養素となるものであり、発達段階に応じた「食事」という行為の重要性を栄養の面からも文化的な面からも、もう一度見直していく必要があります。
- また、親の生活習慣は子どもに与える影響が大きいため、注意する必要があります。特に妊娠・育児期の家庭内での喫煙は、乳幼児の健康に与える影響が大きいため、抑制する必要があります。
- 本市では、離乳食・幼児食教室やプレママ・クッキング等において、乳幼児や児童をもつ親に対して栄養や健康に関する学習機会を提供しています。また、学校では家庭科や総合学習等の時間に食生活や栄養に関する教育を実施しています。
- 思春期における無理なダイエットや心の健康の問題など、健康や性に関するさまざまな問題も提起されています。
- 思春期の児童・生徒に対しては、子どもの心理的な悩みに関する専門家によるカウンセリングや、性感染症の予防、喫煙、薬物の危険性等に関する教育を学校で実施しています。今後も、思春期の心と身体の発達の正しい理解を深めるため、母子保健関係課と学校の連携を図り、効果的な思春期保健対策を実施することが求められています。
- 乳幼児やその親、これから次代を担う児童・生徒など、ライフステージに応じた健康な生活習慣の普及・啓発を続けていく必要があります。

家族そろっての食事の有無



子どもの前での喫煙状況



施策の方向①食に関する体験学習等の充実

乳幼児期から学童期、思春期にわたる、発達段階に合わせた食に関する学習機会の提供や情報の提供を行います。また、子どもがつくる喜びを体験するとともに、食事の大切さを考える契機にもなるよう、親と子の参加型料理教室に取り組みます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
44) 離乳食教室	離乳食に関する正しい知識を伝え、実習を通じた体験学習により親子に食教育を実施しています。また、母親同士の交流・情報交換等の機会の提供としても機能しています。 参加者からは好評を得ており、「大人の食事から離乳食を取り分けて作るメニュー」なども定着しつつあります。既に申し込みが定員を上回ることがありますが、当面は現状を維持して実施していきます。	継続	健康課
45) 幼児食教室	離乳期から幼児期に移行する時期に、幼児食の正しい知識を伝えるため、未就学児と保護者を対象に調理実習と講義による食育を行っています。要望の多い野菜を使った料理のレパートリーなど、内容を検討していきます。	継続	健康課
46) プレママ・クッキング	調理実習を通して、妊婦の栄養、家族の食事の大切さについて理解してもらうため、妊娠16週以降の妊婦を対象とした教室を開催しています。 野菜摂取の少なさがうかがえるため、食事バランスガイドの「一日野菜料理5皿」の普及・啓発も合わせて内容を検討していきます。	継続	健康課

施策の方向②健康的な生活習慣の確立への啓発

夜更かしをしないで適切な睡眠をとること、適切な運動を行うこと、食後は歯を磨くこと、乳幼児のいる家庭内では喫煙を抑制することなど、学校や地域で健康的な生活習慣の確立に向けた啓発活動を実施します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
47) 職域を越えた地域の健康づくり	<p>4課（健康課・学務課・保育課・障害福祉課）の栄養士で連携を図り、食に関する健康づくりの基盤をつくります。</p> <p>統一のテーマとして、「野菜たっぷり食育宣言」のもと、地場野菜について知り、食べる機会として、野菜を積極的に食生活に取り入れられるよう取り組んでいます。</p> <p>統一のテーマをもちつつも、各課それぞれの取り組み方を考えるなど、日常業務における食育の内容を推進します。</p>	継続	健康課 学務課 保育課 障害福祉課
48) はじめての歯磨きレッスン 《歯っぴ〜・ベイビー》	<p>口腔ケアの第一歩として、口の観察や乳児期の歯の手入れ等、早い時期から無理なく親子がケアになれていくことで、その後のむし歯予防などの予防行動につながるよう、8か月から10か月児の乳児をその保護者を対象として、少人数でのグループレッスンの形で教室を行っています。</p> <p>対象月齢から離乳食や育児に関する話題も多く、栄養士や保健師の相談を取り入れています。</p>	新規	健康課
49) 親と子の歯っぴーライフ	<p>幼児期（就学前）において、食事や生活リズム等の生活習慣・歯磨き等について、就学前に生活習慣の見直しができるように、体験を通して正しい知識を伝えていきます。</p>	新規	健康課

第4章 施策の展開

施策の方向③思春期保健対策の充実

思春期の児童・生徒に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングや、性感染症の予防、喫煙、薬物の危険性等に関する教育などを学校で実施します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
50) スクールカウンセラー等の活用	<p>児童・生徒の心に寄り添い、気軽に相談できる身近な相談者として、全中学校の他に6校の小学校にスクールカウンセラーを配置しています。また、教育センターに3名のスクールソーシャルワーカーを配置しています。</p> <p>東京都の派遣事業とも合わせて、小学校へのスクールカウンセラーの配置を進めます。</p>	拡充	指導室
51) セーフティ教室の充実	<p>性感染症の予防、喫煙、薬物乱用防止に対して、学校医、保健所、薬剤師等の専門家と連携した指導を図ります。</p> <p>また、警視庁等と連携した「セーフティ教室」の充実を図り、問題行動等を予防する教育を推進していきます。</p>	継続	指導室

主要課題（3）小児医療の充実

- 小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てる環境の基盤となるものです。
- 本市では、医師会の協力により休日診療所を開設し、日曜、祝祭日及び年末年始における急病患者への診療を実施しています。また、小児救急に関しても、平日の夜間における小児の初期救急医療体制を強化してきました。
- ニーズ調査の結果をみると、就学前児童、小学校児童双方から、安心できる医療機関体制への要望は高くなっており、引き続き小児医療体制の充実に取り組む必要があります。
- 子どもの疾病の予防・早期発見のためには、普段から気軽に相談できる「かかりつけ医」をもっておくとともに、必要な人に必要な医療が届くよう、医療機関の適切な受診に関する知識をもってもらうことも重要です。
- 小児科や小児歯科、小児救急医療体制の充実については今後も、近隣自治体や関係機関との連携のもとに積極的に取り組む必要があります。

子育て支援施策要望

順位	就学前児童	小学校児童
1	出費負担の軽減	安心できる医療機関体制
2	安心できる医療機関体制	出費負担の軽減
3	子連れでも出かけやすく楽しめる場所	子連れでも出かけやすく楽しめる場所
4	保育所を増やす	親子が安心して集まれる身近な場
5	親子が安心して集まれる身近な場	企業への職場環境の改善の働きかけ

第4章 施策の展開

施策の方向①小児医療体制・夜間救急医療体制の充実

小児医療は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療体制の充実を図ります。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
52) 休日診療・休日準夜間診療	<p>日曜日、祝祭日及び年末年始において救急患者への診療を確保するため、休日診療所をわくわく健康プラザと市内5医療機関の輪番で実施しています。</p> <p>準夜間の診療については、市内2医療機関の輪番で初期治療を実施しています。</p> <p>休日歯科診療所については、わくわく健康プラザにて初期治療を実施しています。</p> <p>市民の健康維持管理上、休日における救急患者の初期対応は必要であり、引き続き実施していきます。</p>	継続	健康課
53) 小児医療体制の確保と充実 (小児初期救急平日準夜間診療事業)	<p>近隣4市と5市医師会の協定により、平日の通常的な診療時間終了後から準夜間における小児の救急患者に対して、小児救急医療事業を実施しています。</p> <p>5医師会の協力のもと、1か所の医療機関で週2回から始まった準夜間の初期救急を、2か所の医療機関で、各々5日と3日実施へと拡大してきましたが、小児初期救急の充実を求める声は多くなっており、2か所で週5日への診療日数拡大を検討しています。</p> <p>小児救急医療への適切な受診に関する啓発などを行います。</p>	拡充	健康課
11) こども医療費助成事業(再掲)	<p>【乳幼児医療費助成】</p> <p>義務教育就学前にある児童の保険診療にかかる自己負担分を助成しています。平成21年4月より市単独事業として所得制限を全年齢において撤廃しました。</p> <p>【義務教育就学児医療費助成】</p> <p>平成19年10月から義務教育就学期にある児童の保険診療にかかる自己負担分のうち1割を助成しています。平成21年10月より助成範囲の拡大を行うとともに、今後も充実方法を検討していきます。</p>	拡充	子育て支援課

施策の方向②かかりつけ医等の普及

身近な医療機関の利用による「かかりつけ医」の普及や、医療機関の適切な受診に関する啓発などを行います。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
54) かかりつけ医等の普及	広報や市のHPを通じて、かかりつけ医やかかりつけ歯科医の普及・啓発に努めます。	継続	健康課
42) 発達健診(再掲)	各健診の結果、児童精神科的領域及び運動・精神発達遅滞が疑われる乳幼児に対し、児童精神・小児神経学的立場に重点を置いた健診、作業療法士による指導、個別相談を行い、障害等の早期発見・早期治療を図っています(年12回)。	継続	健康課
38) 子ども相談(再掲)	乳幼児健診や相談事業の結果、母子の心理面や児の発達上、経過観察が必要と判断された児について、定期的に心理相談(個別、集団)を実施しています(個別相談:年24回、集団グループ相談:年21回)。継続フォローが必要な場合には、関係機関との連携と地区担当保健師で調整しています。	継続	健康課
43) 予防接種(再掲)	感染症の予防及び蔓延を防ぐために、BCG・ポリオ・三種混合・二種混合・麻疹・風疹・日本脳炎の予防接種を実施しています。二種混合など接種率が低いものについて、接種率の向上に努めます。	継続	健康課

基本目標 3 子どもの成長に資する教育環境の整備

主要課題（1）教育環境の整備

- 幼児教育や学校教育の場は、集団で学び、ともに育っていく学習の場として重要な役割を担っています。
- 本市では、子どもたちの学力向上を図るため、一人ひとりに応じたきめの細かい指導、外部人材の活用、体験学習などを進めています。また、教員の資質向上を図るために、各種研修を実施しています。
- いじめや不登校等が大きな社会問題となっており、このような問題に対処するために教育相談やスクールカウンセラーの派遣が行われていますが、今後さらに関連機関と連携した専門的な相談・支援体制の強化が必要です。
- 学校では、学校給食を活用して、子どもに対する「食の指導」（いわゆる「食育」）を実施しています。学校給食は、じかに体験しつつ学ぶなど、食の指導の「生きた教材」として活用が可能であり、学校給食の時間を中心に、各教科・道徳・特別活動の内容を関連づけて指導しています。
- 学校施設は地域における学びやスポーツ活動の拠点としての重要性も増してきています。本市ではこれまでも、地域に開かれた学校づくりを進めるため、公立学校全校に学校評議員を設置するとともに、学校施設の地域開放を進めており、今後も引き続き取り組んでいきます。
- 今後も、子どもたちの健やかな学びと育ちを支える教育環境の整備充実が必要です。
- 学習面や行動面で起こりうるさまざまな困難に対処していくためには、保育園・幼稚園・小学校等が互いに連携し、児童・生徒のスムーズな進学を支えていくことが必要です。
- すでに市では、保育園・幼稚園による小学校の給食体験や運動会見学などの交流や、小学校教諭による保育園・幼稚園訪問など、実務者同士の顔の見えるつながりができつつあります。今後も互いの連携を高め、生徒指導の実践に役立てていく必要があります。

施策の方向①教育方法と教員の資質向上

学校や地域の実態を踏まえた教育課程の編成に努めるとともに、一人ひとりの子どもに応じた、きめ細かい指導の工夫や、学習活動の活性化を図ります。

また、教員の資質の向上を図るため、研修の充実を図り、指導方法や指導体制の工夫・改善に努めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
55) 小・中連携教育の推進	<p>小・中学校9か年を見通した教育を推進するため、各中学校区に小・中連携を図るための連絡会を年2～3回開催し、情報交換にとどまらず、相互の授業参観実施、学習や生活指導のテーマごとの協議などを行っています。</p> <p>小学校から中学校の子どもの学びの移行を円滑に行うために、小・中連携推進委員会の設置やモデル校による調査研究等により、小・中学校が互いに連携を図った教育を拡充していきます。</p>	拡充	指導室
56) 教育の資質向上	<p>公立学校の教職員の研修体系を整備し、必要な教育課題に関する研修を実施してきました。特に授業改善研究会による教科・領域研究は年々充実してきており、教員の資質や指導力の向上に欠かせない研修の機会となっています。また、教育課題研修会においても、今日的な教育課題を計画的に取り上げ、学校の教育活動がより円滑に進むように図っています。</p> <p>今後は、より積極的に外部の講師を招いていくとともに、各種研修や研究会の位置づけを明確化するなどに取り組み、さらなる教育の資質向上に努めます。</p>	継続	指導室
57) 外部人材の活用	<p>児童・生徒の豊かな成長を支援し、確かな学力が身につくよう、生活指導補助員、学習補助員（学生ボランティア）等、積極的に外部人材を活用しています。</p> <p>地域人材の活用と優れた技術・技能や高い専門性のある人材の活用は、小・中学校全体に展開され定着しつつあるため、今後も継続して活用を進めます。</p>	継続	指導室

第4章 施策の展開

施策の方向②教育相談の充実

学校不適應・いじめ・不登校等に対応するため、スクールカウンセラーによる相談活動や教育相談事業を充実していきます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
58) 教育相談	<p>学校不適應や、いじめ・不登校など、児童・生徒及びその保護者を対象とした教育相談を実施しています。また、主任会や研修会には相談員が参加しており、学校の窓口になる生活指導主任や特別支援コーディネーターと市教育センターとの連携を図っています。</p> <p>今後は、学習適応教室や相談室の活動内容を周知するとともに、学校現場と関係諸機関との連携強化、特に保護者への支援のために子ども家庭支援センターとの情報交換の機会を設定し、情報の共有化を進めます。</p>	拡充	指導室
50) スクールカウンセラー等の活用(再掲)	<p>児童・生徒の心に寄り添い、気軽に相談できる身近な相談者として、全中学校の他に6校の小学校にスクールカウンセラーを配置しています。また、教育センターに3名のスクールソーシャルワーカーを配置しています。</p> <p>東京都の派遣事業とも合わせて、小学校へのスクールカウンセラーの配置を進めます。</p>	拡充	指導室

施策の方向③学校における「食」の指導の充実

学校給食の時間を中心に、各教科・道徳・特別活動の内容を関連づけて指導していきます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
59) 学校給食の食に関する指導の全体計画	<p>心身ともに健全で豊かな人間の育成を目指し、学力の充実と道徳性の高揚を図り、よりよい生活態度の育成に努めます。</p> <p>食事の重要性や喜び、楽しさを理解するとともに、心身の成長や健康の保持増進のうえで、望ましい栄養や食事の取り方を理解し、自ら管理していく能力を身につけます。正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について、自ら判断できる能力を身につけます。食物を大事にし、食物の生産等に関わる人々への感謝の心を育み、地域の産物、食文化の歴史等を理解するとともに、尊重する心を養います。食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につけます。</p>	新規	学務課

施策の方向④地域に開かれた学校づくり

学校評議員制度等により地域・家庭・学校の連携を深めるとともに、学校施設を地域の市民に開放し、より開かれた学校づくりを進めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
60) 学校評議員制度の充実	<p>地域社会に開かれ、信頼される学校づくりを推進していくために、学校評議員を委嘱し、学校経営に関する意見聴取や、地域住民等の学校経営への参画を図っています。</p> <p>今後も、校長の学校経営方針をより早く、よりの確に実現していくために、学校評議員への情報提供を適切に行い、学校評議員会からの意見を受け、教育活動の改善を推進します。</p>	拡充	指導室
61) 学校施設開放事業	<p>登録団体に対して、地域活動や自主サークルの社会教育の場として、小・中学校の特別教室を開放しています。現在、中学校7校10教室・小学校2校6教室を開放していますが、使用される教室には偏りがみられます。</p> <p>学校の空教室の利用は、地域活動や自主サークル活動だけでなく、世代間交流の場を提供し、次世代育成支援に役立つものであり、空教室の改修(2教室を1つにする等)を検討するなど、地域交流のできる施設作りを考えます。</p>	継続	生涯学習課
62) 校庭・体育館の開放事業	<p>学校休業日に校庭及び体育館をスポーツ活動の場として開放しています。現在、小学校15校(校庭・体育館)及び中学校2校(校庭)で実施しています。施設数に比べ利用希望団体数が多く、特に新規の団体がなかなか利用できていないという課題がありますが、地域における居場所づくりとして適した施設であるため、今後も継続して実施します。</p>	継続	生涯学習課

第4章 施策の展開

施策の方向⑤幼児教育の振興・推進

幼児教育の振興と、幼稚園へ通う子どもの親の負担を軽減する補助などを継続します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
13) 幼児教育の振興(再掲)	東久留米市私立幼稚園連合会の活動費・教職員の研修費・園医等の報酬に対する補助金を交付することにより、幼児教育の振興充実を図っていきます。	継続	子育て支援課
14) 幼児教育の推進事業(再掲)	幼稚園等園児の保護者負担を軽減し、幼児教育の推進に努めます。現在、国と都は所得制限の基準がありますが、市の単独事業では全員に補助を行っています。今後は、所得に応じた保護者負担軽減の取り組みを図っていきます。	継続	子育て支援課

主要課題（2）家庭や地域の教育力の向上

- 少子化社会や都市化の進展といった環境の中で育った若い世代では、昔に比べれば日常的な生活の中で子育てにつながる経験や地域の人々との関わりをもつ機会が必然的に少なくなっており、これが家庭の教育力の低下や、ひいては育児不安や児童虐待の背景となっているとも指摘されています。
- また、雑誌やテレビ、インターネットなどにより、さまざまな情報が氾濫する中で、子育てや教育方法に関する混乱も少なからず生じているものと思われます。
- 本市では、家庭や地域の教育力の向上を目指して、家庭教育事業の開催や家庭教育に関する情報提供を行っています。
- ニーズ調査結果をみると、日常の子育てを楽しく、安全に行うためのサポートとして「子どもを遊ばせる場や機会」「イベント」への要望も多くなっており、このような場の提供とその機会を捉えた家庭への啓発などの事業にはニーズがあると考えられます。
- 今後も、地域の人材の活用や関係機関等の協力によって、家庭や地域の教育力の向上を図ることが必要です。

施策の方向①学習機会・情報提供の拡充

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

（主な施策・事業）

施策・事業名	概要	区分	所管課等
63) 家庭教育事業	子育てをしていく中で、少しでも不安が解消できるよう、身近なテーマを取り入れた家庭教育全般の講義と実習の講座を開催しています。 子育て中の方が一人でも気軽に参加できるような講座となるよう、受講者の意見把握に努め、子育てに役立つ講座開催に取り組んでいきます。	継続	生涯学習課
64) ブックスタート	乳幼児とその保護者に対し、1歳6か月児健診時に、絵本を手渡し、あわせて読み聞かせや手遊びを行い、読書を実際に体験してもらう事業です。乳幼児期の読書の啓発や地域の子ども施設への案内、読み聞かせボランティアの参加により世代間の交流を図ることも目的としています。 参加者数も多く、参加者の評価も好評です。目的に照らしたより効果的な実施方法等を検討しつつ継続していきます。	継続	図書館

主要課題（3）児童の健全育成の取り組み

- 子どもは遊びを通じた友だちとのふれあいや交流の中で、社会性や協調性を身につけ、豊かな人間性を育みます。
- テレビゲームやパソコン、携帯電話の普及が進む一方で、空き地が減少している現在では、子どもたちのコミュニケーション方法が変化したり、室内でひとりで遊ぶ子どもが増えているものと考えられます。
- 中高生を対象に行ったアンケート結果では、身近に欲しい場所として、「スポーツなど体を思いきり動かせる場所」や「自然」という意見が多くなっており、広々とした、自由に遊べる場所を求めていることが分かります。
- 本市では、児童館を中心に、子どもたちの居場所となるように、さまざまな事業を実施しています。また、ジュニアクラブや自然観察会、ボランティア体験など、子どもに対する体験学習の機会を提供しています。
- 今後も公共施設等を有効活用し、子どもたちがのびのびと遊べ、安全に過ごすことができる「居場所・遊び場づくり」を推進するとともに、自然体験、ボランティア体験、職業体験など体験学習の機会を充実する必要があります。

あったらいいなと思う場所（中高生アンケート）

項目	%
スポーツなど体を思いきり動かせる場所	56.8
自然がいっぱいでほっとできる場所	33.8
友だちと自由におしゃべりができる場所	22.3
インターネットが使える場所	19.6
オープンな形で自由に遊べる場所	18.2
友だちがたくさん集まってくるような場所	17.6
誰にも何も言われずに過ごせる場所	17.6
音楽など家ではできない趣味をできるような場所	16.2
だれかがおもしろいことを教えてくれそうな場所	7.4
静かに勉強や読書ができる場所	5.4
ボランティア活動ができる場所	2.0

施策の方向①学童保育・子どもの居場所づくり

児童館・学校・公園等の社会資源を活用し、子どもたちが自由に遊べ、安全に過ごすことができる居場所づくりを進めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
65) 児童館事業	<p>児童の健全育成の拠点施設として、市内5か所に児童館を設置し、各館でさまざまな事業が展開されています。</p> <p>平成18年度の指定管理者の導入以来、4年が経過していますが、開館日時、日数、事業対象者について、直営と指定管理者の児童館で差があり、市民サービスに開きが生じています。</p> <p>今後は、より効果的な事業展開が図られるよう児童館の在り方を検討し、児童館事業の積極的な推進を図ります。</p>	継続	子育て支援課
66) 学童保育事業	<p>小学校3年生までの児童の放課後の居場所、健全育成事業として、市内15か所で学童保育事業を行っています。</p> <p>平成21年度に71人以上の児童が在籍する大規模学童保育所の増改築・分割を行い事業環境を向上させました。またこれにより、学童保育待機児の問題も長期的な解決が見込まれています。</p> <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機児学童児童数 ・児童一人当たりの保育面積 	継続	子育て支援課
67) 児童館での居場所づくり	<p>児童館では小学校低学年から中高生等の居場所づくりを推進しています。現状では、中高生を対象とした事業展開ができていないのは、指定管理者運営による1館にとどまっていますが、運営のメリットを生かし、開館時間・日時と利用対象者の拡充を図ります。</p>	継続	子育て支援課

第4章 施策の展開

施策の方向②体験活動等の充実

地域や学校でのさまざまな社会体験や自然体験の機会を提供し、子どもの生きる力や豊かな人間性を育成します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
68) 体験学習事業	市内の子どもたちに自然・伝統文化・芸術などを自分自身で体験し、技術等を修得してもらう体験学習を開催しています。今後も芸術・文化・科学・自然等の本物を体験できる事業への取り組みを進めるとともに、市外に出る形だけでなく、地元で本物体験（農・商）ができる事業展開を検討します。	継続	生涯学習課
69) ジュニアクラブ事業	小学校5年生から高校3年生までを対象として、男女異年齢の集団活動を中心に、各種体験活動を行っています。さまざまな課題に直面しながら、一年間の活動を通じて互いを思いやる心を養い、よき社会人としての基礎作りに貢献していきます。	継続	生涯学習課

施策の方向③子どもを取り巻く有害環境対策の推進

市中の子どもたちの目に触れやすい場所に氾濫している有害広告や有害図書類の規制、及び除去を徹底します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
70) 地区青少年健全育成協議会への支援	青少年をめぐる社会環境の浄化と青少年の健全育成を図ることを目的に、7地区の中学校地区青少年健全育成協議会が各種の事業を実施しています。 地区により、年齢層、各世代の人口等に違いがあり、事業の実施・参加者数には違いがありますが、地域が主体となって青少年を健全育成するという趣旨を尊重し、今後も支援を継続していきます。	継続	子育て支援課
71) 愛のひと声運動	青少年の健全育成を図る目的で、全市民参加のもとに愛のひと声運動が展開されています。 市民のボランティア活動にお願いする部分が多い事業ではありますが、市としても継続して支援していきます。	継続	子育て支援課

主要課題（４）次代の担い手づくり

- 子どもは次代の親となるものであり、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、その育ちを支えていくことが必要です。
- そのためには、家庭や学校だけでなく、地域の中でのびのびと遊び、さまざまな人と出会い、成長していくことが大切です。
- 中高生を対象に行ったアンケート結果では、家族以外の大人との体験活動の経験が「まったくない」生徒も22%に上っています。
- 本市では、児童館において小学校低学年から中高生年代と高齢者ボランティアとのふれあい・交流事業を行っています。また、児童と乳幼児との交流、幼いうちから絵本や読書に親しむ機会を提供する読み聞かせ等、各種講座を実施しています。
- これから親となる若い世代の子育てや親としての育ちを支えていくために、保育所、幼稚園、学校、生涯学習の場などを活用し、世代を超えた交流活動を推進していくことが必要です。

<家族以外の大人との活動経験>

項目	%
よくある	29.1
たまにある	45.3
まったくない	22.3

<乳幼児の世話の経験>

項目	%
よくある	26.4
たまにある	34.5
まったくない	37.2

施策の方向①世代間交流の促進

児童・生徒と高齢者、乳幼児などの交流できる機会を創造し、世代間交流を促進します。

（主な施策・事業）

施策・事業名	概要	区分	所管課等
72) ふれあい交流の促進	児童館において、小学校低学年から中高生年代、高齢者ボランティアとのふれあいや交流を推進します。お話し会・将棋大会・卓球大会・ハイキング等、各児童館での特色ある事業を検討していきます。	継続	子育て支援課
73) 地域スポーツクラブの支援事業	地域で活動しているスポーツクラブに対し、活動場所として体育施設（スポーツセンター、学校含む）を貸し出しています。また、大会やイベントに対しては施設年間利用計画に基づき提供しています。施設数に比べ利用希望団体数が多く、特に新規の団体はなかなか利用できていないという課題はありますが、施設に応じた活動場所の提供を継続します。	継続	生涯学習課

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

主要課題（1）安全なまちづくり

- 良質な子育て環境のためには、道路や公園などの施設がストレスを感じることなく利用できるようになっていることが大切です。
- 特に、道路や施設については、妊産婦やベビーカー、乳幼児を連れて歩く人など、すべての人が安心して外出できるよう、段差の解消や子どもとの利用を想定したトイレの設置などのバリアフリー化が重要です。また合わせて、それらを効果的に表すマークやサインも必要です。
- 本市では、福祉のまちづくりに関する法律や条例に基づき、公共的建築物のバリアフリー化や、民間事業者に対するバリアフリー化の指導、通学路や公園などにおける防犯灯の設置などを実施してきました。今後も引き続き、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた道路や建築物の整備を進めていく必要があります。
- 平成17年4月には「東久留米市安全・安心条例」が施行され、この条例に基づく「安心・安全まちづくり推進協議会」を設置し、平成19年10月には「東久留米市安全・安心まちづくり推進計画」を策定しています。
- また、市内NPO団体や市社会福祉協議会では、子育て家庭に役立つタウン情報を集めた情報誌の作成なども行われています。バリアフリーの取り組みとともに、このような市民活動を応援し、より安全で快適なまちづくりをPRしていくことも大切です。

施策の方向①安全・安心なまちづくり

子どもや子育て家庭にとどまらず、地域に住む誰もが安心して、快適に生活できるように、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた道路整備、及び建築物の整備を進めます。そして、安全・安心まちづくりの推進を図ります。

（主な施策・事業）

施策・事業名	概要	区分	所管課等
74) 安全・安心まちづくりの推進	<p>東久留米市安全・安心まちづくり推進計画に基づき、事業を推進します。</p> <p>防犯ボランティア同士の意見交換会を市内3地区の各地域センター等で行うことにより、参加者を増やし、より密度の高い交換会としていきます。</p> <p>（指標） 市内の防犯ボランティア及びわんわんパトロール隊登録団体・登録者数の増加。</p>	継続	防災防犯課

施策・事業名	概要	区分	所管課等
75) 道路・公園・ 公的建築物の バリアフリー 化の推進	<p>道路・公園・公共建築物のバリアフリー化については、施設の建設・改修時に順次行っています。</p> <p>今後は、市内の一体的な推進体制の構築、バリアを感じる人たちの意見を反映できる仕組みづくり、ユニバーサルデザインへの取り組み等が課題であり、バリアフリー化及びユニバーサルデザインへの取り組みを進めていきます。</p>	継続	施設管理課
76) 通学路や公園 等における防 犯灯等の整備	<p>通学路には防犯灯を、公園には公園灯を設置しています。今後、人目につきにくい場所や裏通りなどに防犯灯を増設したり、既存の照度アップを図っていきます。また、公園灯については、平成16年度以降に開園した公園には全て設置しています。維持管理費の増加に伴い、今後は適正な配置と、節電効果のある効率性の良い防犯灯への更新等を図っていきます。</p> <p>(指標) 防犯灯全灯数。 公園灯の設置している公園数の増加。</p>	継続	施設管理課 環境政策課

主要課題（2）良好な住宅及び住環境の整備

- 住環境は生活の基盤です。本市では、若いファミリー層が市内に安心して住み続けられるように、住宅建設に関する融資制度（東京都の制度など）や利子補給制度など、住宅情報の提供や相談活動を東京都と協力して実施しています。
- また、都営住宅・機構住宅の建替えや、大規模な住宅の開発の際には、地域の状況を踏まえて、子育て支援施設を開発事業者に働きかけるなど、子育てに適した住環境を確保するための活動を行っています。
- 今後も、子育てを担う若い世代が広くゆとりある住宅を確保することができるよう、整備促進に努めます。

施策の方向①良質な住宅等の供給促進

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりのある住宅を確保できるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅等の供給を促進するなどの取り組みを推進します。また、持家または借家を含め、広くゆとりのある住宅の確保に資する情報提供や相談などを進めます。

（主な施策・事業）

施策・事業名	概要	区分	所管課等
77) 住宅に関する 情報提供の実 施	国や東京都で実施している住宅に関する助成制度や相談事業などの案内について、今後も引き続き行っていきます。	継続	都市計画課
78) 都営住宅建替 えに関する事 務	都営住宅建替えに際し、周辺環境に配慮した建替えを要請するとともに、地域の実情等を踏まえつつ、子育ての段階に応じた多様なファミリー向け住戸の整備、並びに公園・緑地や保育所等の子育て支援施設の整備について協議していきます。	継続	都市計画課
79) 機構住宅建替 えに関する事 務	機構住宅建替えに際し、周辺環境に配慮した建替えを要請するとともに、地域の実情等を踏まえつつ、子育ての段階に応じた多様なファミリー向け住戸の整備、並びに公園・緑地や保育所等の子育て支援施設の整備について協議していきます。	継続	都市計画課

施策の方向②開発時の子育て支援施設の整備促進

子育て家庭に良質な住環境を提供するため、公共賃貸住宅の整備・建替えや市街地再開発事業において、開発事業者に対して地域の実情等を踏まえつつ、保育所等の子育て支援施設を一体的に整備していくことを働きかけるなど、整備促進に努めます。

(主な施策・事業)

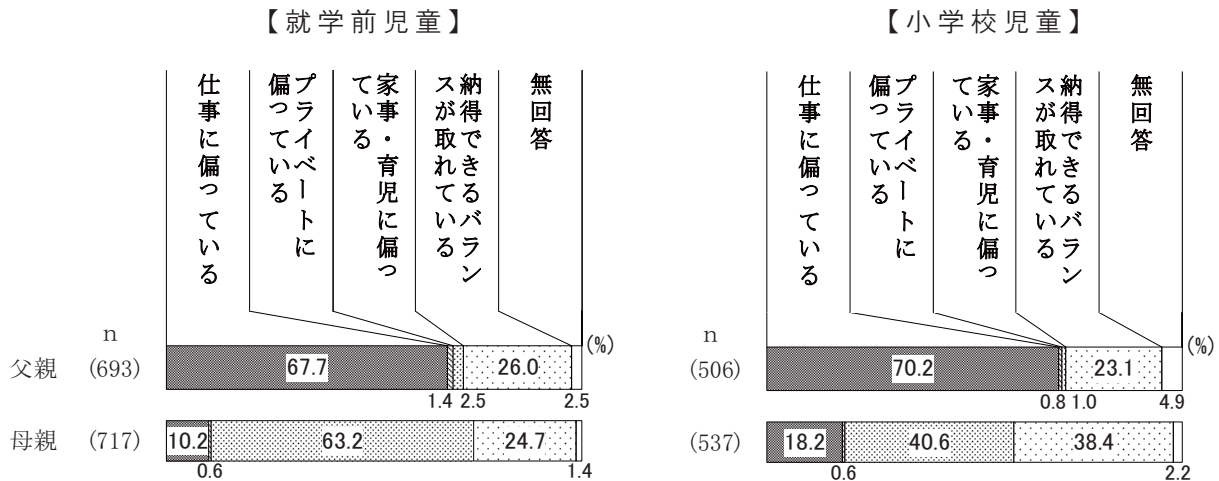
施策・事業名	概要	区分	所管課等
78) 都営住宅建替えに関する事務(再掲)	都営住宅建替えに際し、周辺環境に配慮した建替えを要請するとともに、地域の実情等を踏まえつつ、子育ての段階に応じた多様なファミリー向け住戸の整備、並びに公園・緑地や保育所等の子育て支援施設の整備について協議していきます。	継続	都市計画課
79) 機構住宅建替えに関する事務(再掲)	機構住宅建替えに際し、周辺環境に配慮した建替えを要請するとともに、地域の実情等を踏まえつつ、子育ての段階に応じた多様なファミリー向け住戸の整備、並びに公園・緑地や保育所等の子育て支援施設の整備について協議していきます。	継続	都市計画課
75) 道路・公園・公的建築物のバリアフリー化の推進(再掲)	道路・公園・公共建築物のバリアフリー化については、施設の建設・改修時に順次行っています。 今後は、庁内の一体的な推進体制の構築、バリアを感じる人たちの意見を反映できる仕組みづくり、ユニバーサルデザインへの取り組み等が課題であり、バリアフリー化及びユニバーサルデザインへの取り組みを進めていきます。	継続	施設管理課

基本目標 5 仕事と生活の調和の促進

主要課題（1）仕事と子育ての両立の支援

- 女性も男性も、ともに子育ての責任を担い、仕事と子育て、地域活動などをバランスよく両立させることができる社会が求められています。
- 改正雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など、法律や制度の整備・充実は進んでいます。
- しかし、依然として育児休業を取得しづらい職場環境が残っていたり、休業後の職場復帰や子どもが病気の際の配慮不足、長時間勤務の常態化は残っています。
- ニーズ調査の結果からワーク・ライフ・バランスの状況をみると、父親では「仕事に偏っている」、母親では「家事・育児に偏っている」が多く、「納得できるバランスが取れている」は就学前児童では両親ともに2割台にとどまっています。
- いくつかの職場では既に、子育てや地域活動に理解があり、仕事との両立支援の環境が整った職場も出てきています。しかし、大部分の職場においては、国や都などの広域的な支援なしで仕事と子育ての両立を確立していくのは難しいのが現実だと思われます。
- 企業・地域の子育てに対する理解と配慮を深めるための意識啓発を進めるとともに、各種制度がより利用しやすいものとなるよう、国や都に対して職場環境改善策を要望していく必要があります。

ワーク・ライフ・バランスの状況



施策の方向①働き方の見直し

男女が共に働き、かつ子育てなどの家庭生活に参画できる環境づくりを推進するため、役割分業にとらわれない生きかたを提示するとともに、男性の子育てへの関わりを周知・促進する事業に取り組みます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
80) 男女共同参画情報誌「ときめき」の発行	男女平等推進センター講座、男女共同参画情報誌「ときめき」等による啓発活動を行っています。今後も啓発活動を続けていきます。	継続	生活文化課
81) 男性向けの家事・育児等の講座の充実	男性の家事・育児への参加を促進するための啓発講座や、家事・育児を行っていくために必要な知識・技能を取得することを目的とした各種講座を実施します。	継続	生活文化課
9) 父親の育児参加支援の推進(再掲)	父親の育児への参加を後押しするため、行事へ参加しやすい環境を整備し、父親向け育児講座など、新たな事業企画を通じて父親の育児参加を支援します。	拡充	保育課

施策の方向②事業主への啓発活動／行政機関内部での支援の徹底

育児休業法の周知、子育てをしながら働く労働者への配慮、人員配置のしかたなどの情報を提供していきます。市役所内部においても、子どもをもつ職員が働きやすい環境を整備していきます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
82) 雇用主・企業への啓発活動	仕事と子育ての両立支援に関して、男女平等推進センター講座、男女共同参画情報誌「ときめき」等による啓発活動を実施します。 国や東京都等で実施している事業の周知を行い、仕事と子育てが両立できる環境構築を促進していきます。	継続	生活文化課

第4章 施策の展開

施策・事業名	概要	区分	所管課等
83) 行政機関内部での支援事業	一事業主として特定事業主行動計画を平成17年度に策定し、子育てに関する制度の周知徹底、職員の妊娠中及び出産後における配慮の充実、男性の育児参加支援、育児休業を取得しやすい環境の整備などに取り組んでいます。次期においても、子育てに関する制度の充実を図っていきます。	継続	職員課

施策の方向③女性の再就職の支援

出産や育児により退職した女性の再就職の支援や若者の就職支援のため、産業雇用支援センターの活用やハローワークとの連携による情報提供や相談事業を実施するとともに、講習会や技能習得のための講座の開催など、就職に向けた学習機会の提供を行います。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
84) 女性の再就職支援事業	出産・育児により就業から離れた女性に対して、男女平等推進センター主催講座などにより、再就職の支援を行っています。 また、他の就業支援組織と連携した女性の再就職支援に取り組んでいます。	継続	生活文化課

基本目標6 子どもたちの安全の確保

主要課題（1）交通安全の確保

- 子どもが交通事故の被害に巻き込まれることなく、安心して暮らせる環境を確保していくことが必要です。
- 本市では、交通事故を未然に防ぐために、交通安全標識の設置や歩道の整備など道路環境の整備を進めています。また、子どもや子育て中の親を対象にした交通安全教育や、交通指導員による立哨指導を実施しています。
- 子どもの安全を確保するという視点から、市内の交通環境を見直すとともに、関連機関・団体やPTA、ボランティア等、地域の人々が一体となって交通安全への取り組みを充実していくことが求められています。

施策の方向①安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの親等が安全・安心して通行することができるように、歩道の整備、生活道路における車両の進入や速度の規制など、道路環境の安全整備を進めます。

（主な施策・事業）

施策・事業名	概要	区分	所管課等
85) 道路維持事業	市内には狭く、歩きづらい市道もありますが、段差の少ない歩道形態への改良、交通安全対策として道路標示の新設等、今後も安心して通行できる市道として維持管理に努めていきます。	継続	施設管理課
75) 道路・公園・公的建築物のバリアフリー化の推進（再掲）	道路・公園・公共建築物のバリアフリー化については、施設の建設・改修時に順次行っています。 今後は、庁内の一体的な推進体制の構築、バリアを感じる人たちの意見を反映できる仕組みづくり、ユニバーサルデザインへの取り組み等が課題であり、これらを解消し、バリアフリー化及びユニバーサルデザインへの取り組みを進めていきます。	継続	施設管理課

第4章 施策の展開

施策の方向②交通安全教育の推進

子どもや子育て中の親を対象とした交通安全教育を推進するとともに、子ども自身が交通事故から身を守るための心構えや、交通安全知識の学習機会の提供を行います。

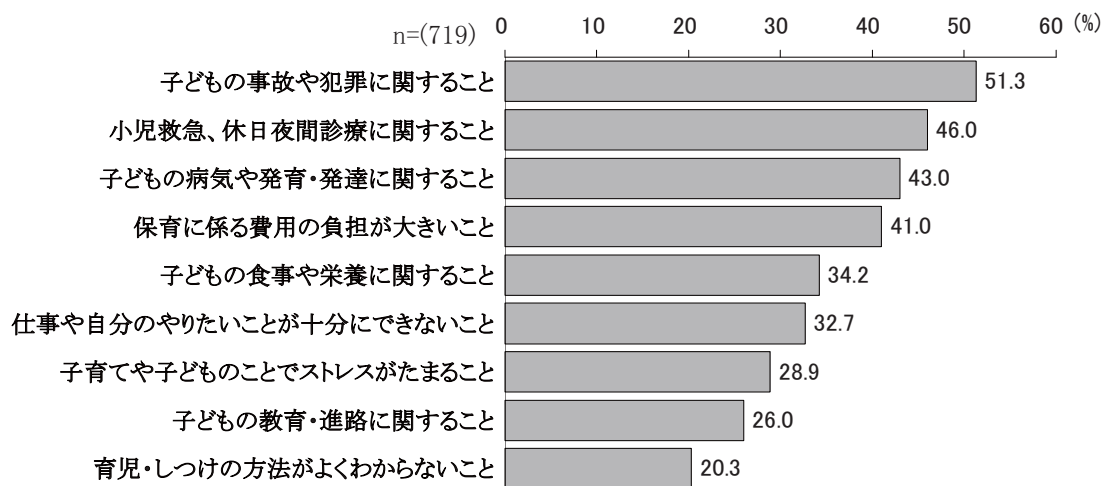
(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
86) 交通安全教室 の開催	子ども及び子育て中の保護者等を対象に、参加・体験型の交通安全教育を年8回開催しています。学校・自治会の協力による取り組みのため、PRや会場の確保等を引き続き支援していきます。	継続	都市計画課

主要課題（2）犯罪等の被害から守る活動

- 近年、子どもをねらった犯罪が多発しています。ニーズ調査の結果からも、子どもの事故や犯罪に対して不安を感じている子育て家庭が少なくないことがうかがえ、安全対策は大きな課題となっています。
- 子どもが犯罪に巻き込まれないようにするためには、危険な場所を明るく安全な場所へと変える取り組みや、携帯用の防犯ブザーを配布すること等とともに、地域ぐるみで子どもを見守る取り組みが欠かせません。
- 本市では、PTA、地区青少年協議会、自治会等を中心に、子どもが不審者等に出会った場合に助けを求める家として「かけこみハウス」の設置を推進しています。
- 万一、子どもがもう少しで犯罪に遭いそうになった場合は、その危険情報を関係機関同士で共有し、かつ一般家庭にも注意を呼びかけ、犯罪を未然に防ぐ切れ目ない取り組みを組織的に続ける必要があります。

子育てに関して悩んでいること、気になること(就学前児童保護者：主なもの)



第4章 施策の展開

施策の方向①犯罪の起こりにくい、まちづくり

子どもを犯罪等の被害から守るため、通学路・公園等の安全対策を進めるとともに、地域の防犯活動を支援します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
74) 安全・安心まちづくりの推進(再掲)	<p>東久留米市安全・安心まちづくり推進計画に基づき、事業を推進します。</p> <p>防犯ボランティア同士の意見交換会を市内3地区の各地域センター等で行うことにより、参加者を増やし、より密度の高い交換会としていきます。</p> <p>(指標) 市内の防犯ボランティア及びわんわんパトロール隊登録団体・登録者数の増加。</p>	継続	防災防犯課
87) かけこみハウス事業の推進	<p>児童及び生徒が不審者等から避難する必要があるときに、その一時的な避難場所として協力していただける世帯を「かけこみハウス」として推進しており、平成21年度は2,416世帯の協力を得ています。高齢化・核家族化、共働きにより昼間不在の家庭が増えていることなどから協力家庭が増えづらいのが現状ですが、だからこそ地域の防犯活動が重要でもあります。一層の市民の協力が得られるよう、事業の推進に努めます。</p> <p>(指標) ・協力家庭数 ・協力店舗数</p>	継続	子育て支援課

主要課題（3）被害に遭った子どもへの支援

- 不幸にも被害が生じてしまった場合には、児童相談所だけでなく、市、警察、保健所、学校、医療機関等の関係機関がそれぞれの役割を果たし、相互に連携して子どもを保護し、きめ細かな支援を実施することが必要です。
- 現在市では、子どもが犯罪等の被害に遭った場合は、子ども家庭支援センターを中心とした要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議を経て、専門機関における子どもへのカウンセリングや親への助言など、具体的な支援を実施しています。
- 今後は、地域の中核機関である子ども家庭支援センターの職員配置の充実に努めるとともに、それぞれの機関の果たすべき役割をより明確にしつつ、関係機関との連携強化に努めます。

施策の方向①カウンセリングや相談助言活動の充実

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的なダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、学校をはじめ、関係機関と連携したきめ細かな支援を実施していきます。

（主な施策・事業）

施策・事業名	概要	区分	所管課等
4) 子ども家庭支援センター (再掲)	<p>0歳から18歳未満までの子ども家庭総合マネジメント機関として、総合相談や情報提供の他、子どもと家庭を支援するネットワークの構築と関係機関間の調整、要支援家庭サポート、在宅サービスの提供などを行っています。</p> <p>総合相談の件数増加や虐待対応ケースの重度化に伴い、関係機関の役割の明確化がより必要になっています。</p> <p>今後は地域の中核機関として、地域の子育て相談力の向上を目指し、職員配置の充実に努めるとともに、子育てひろばや関係機関との連携強化に努めます。</p>	拡充	子育て支援課
50) スクールカウンセラー等の活用 (再掲)	<p>児童・生徒の心に寄り添い、気軽に相談できる身近な相談者として、全中学校の他に6校の小学校にスクールカウンセラーを配置しています。また、教育センターに3名のスクールソーシャルワーカーを配置しています。</p> <p>東京都の派遣事業とも合わせて、小学校へのスクールカウンセラーの配置を進めます。</p>	拡充	指導室

基本目標 7 要保護児童への対応等、

きめ細かな取り組みの推進

主要課題（1）児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待とは「親、または保護者による子どもへの重大な身体的、精神的侵害行為」を指します。
- 児童虐待については、子育て家庭の孤立化や、不安や負担の解消を図ることが、まず何よりの防止策であり、市ではこのような観点からも各種相談や親同士の交流事業などを行っています。
- 虐待はある日突然生じるものではありません。生活環境や身心の状態からその兆候を捉え、未然または早期に対応が可能なよう、十分な体制を整えておく必要があります。
- 本市では、子ども家庭支援センターを中心に、福祉、医療、保健、教育、警察等、関係諸機関の協力による要保護児童対策地域協議会を設置し、早期発見・早期対応に備えるとともに、専門機関における子どもへのカウンセリングや親への助言などを実施しています。
- 不幸にも虐待が生じてしまった場合には、児童相談所だけでなく、市、警察、保健所、学校、医療機関等の関係機関がそれぞれの役割を果たし、相互に連携して子どもを保護することが求められます。
- 児童虐待を防止するためには、子どもへの暴力に社会全体がより厳しい目を向けることが不可欠です。そのためには、早期発見の体制強化と並行して、子どもの虐待防止についての啓発が重要になります。

施策の方向①児童虐待防止ネットワークの充実

虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、福祉、医療、保健、教育、警察等、関係諸機関の協力による市の児童虐待防止の体制の充実に努めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
88) 児童虐待防止 対策の充実	<p>平成 19 年度に従来の「児童虐待防止ネットワーク」から「要保護児童対策地域協議会」へと移行し、関係機関が連携を図り、児童虐待や支援を要するすべての子どもを視野に入れた対応を行っています。</p> <p>子ども家庭支援センターが虐待の早期発見・見守り機能をあわせもった先駆型へ移行するにあたり、虐待対応ワーカーを配置することで、関係機関や地区担当との連携をさらに強化し、見守りを含めた対応の充実に努めます。</p> <p>関係機関向け子ども虐待防止マニュアルを作成し、早期発見、早期対応の重要性の周知をしていますが、まだまだ不十分な面もあり、今後も十分な周知と内容の充実に努めます。</p>	拡充	子育て支援課

施策の方向②子どもへの治療と家庭復帰に向けた援助

虐待により被害を受けた児童の精神的なダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、学校をはじめ、関係機関と連携したきめ細かな支援を実施していきます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
4) 子ども家庭支 援センター (再掲)	<p>0歳から 18 歳未満までの子ども家庭総合マネジメント機関として、総合相談や情報提供の他、子どもと家庭を支援するネットワークの構築と関係機関間の調整、要支援家庭サポート、在宅サービスの提供などを行っています。</p> <p>総合相談の件数増加や虐待対応ケースの重度化に伴い、関係機関の役割の明確化がより必要になっています。</p> <p>今後は地域の中核機関として、地域の子育て相談力の向上を目指し、職員配置の充実に努めるとともに、子育てひろばや関係機関との連携強化に努めます。</p>	拡充	子育て支援課

主要課題（2）ひとり親家庭の自立支援

- 事故や離婚などにより、現在と異なる状況におかれることは誰にでも起こり得るものです。
- 離婚等の増加に伴い、ひとり親家庭が増加しています。
- 特に乳幼児を抱えるひとり親家庭では子育てをはじめ生活全般にわたる精神的、経済的負担が大きいことから、本市では、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、母子自立支援員による教育訓練給付金、高等技能訓練促進事業、東京都母子（女性）福祉資金の貸付など相談を行っています。
- 今後も、相談活動の充実とともに、就労支援など生活全体の自立に向けた総合的な支援が求められています。

施策の方向①母子家庭等の自立のための支援

母子家庭等の自立を促進し、安定した生活を送ることができるように、経済的支援等の充実を図ります。

（主な施策・事業）

施策・事業名	概要	区分	所管課等
89) ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事業	ひとり親家庭に対して一定の期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを提供しています（義務教育低学年までの児童のいるひとり親家庭を対象に実施）。 利用世帯数は毎年度増減はあるものの、制度としては十分に確立しているため、現状を維持して実施していきます。	継続	子育て支援課
90) 母子及び寡婦 自立促進	生活保護就労支援員と協力して自立のための相談支援を実施しています。現状を維持しながら、生活保護就労支援員と調整・連携を図り、自立促進計画の策定を模索していきます。	継続	子育て支援課
91) 児童扶養手当 支給事業	母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を目的に、18歳未満（障害児は20歳未満）の児童を養育している一定の所得基準以下の母子家庭に手当を支給しています。法定受託事務として今後も実施していきます。	継続	子育て支援課

施策・事業名	概要	区分	所管課等
92) 児童育成手当 支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進のために、18歳未満（障害児は20歳未満）の児童を養育している一定の所得基準以下のひとり親家庭等（父子家庭も対象）に手当を支給しています。財源を負担する東京都の条例に基づき今後も実施していきます。	継続	子育て支援課
93) ひとり親家庭 医療費助成事 業	ひとり親家庭の父、母及び児童、養育者及び養育者が養育する児童に対して、国民健康保険等各法の規定により医療費の給付が行われた場合における医療費のうち被保険者が負担すべき額の一部を負担します。財源の一部を補助する東京都の補助要綱に準じて今後も実施していきます。	継続	子育て支援課
94) ひとり親家庭 住宅手当助成 事業	民営の借家住まいのひとり親家庭に対し、住宅費の一部を助成します。 市単独事業として実施しており、他市にはない事業ということで喜ばれている事業であり、今後も実施していきます。	継続	子育て支援課
95) 母子家庭自立 支援給付金事 業	母子家庭の母を対象に、指定の教育訓練講座の受講料の一部を助成する他、看護師や介護福祉士等の資格取得に対する支援を行っています。今後もこの事業を通じて積極的に就業支援を行っています。	継続	子育て支援課
96) 母子保護の実 施事業	市内在住の配偶者のない女子等に福祉に欠けるところがある場合に、申し込みにより、母子生活支援施設への入所手続きを行います。制度として確立しているものではありませんが、入所中の世帯の状況に合った方策により、いかに自立させていくかが課題であり、内容の充実を図りながら実施していきます。	継続	子育て支援課

施策の方向②施策・取り組みについての情報提供

ひとり親家庭の自立を促進する施策・取り組みについての情報提供や相談体制の充実に取り組みます。

（主な施策・事業）

施策・事業名	概要	区分	所管課等
97) ひとり親家庭 に対する相談 体制の強化	母子の相談は、母子自立支援員2人を配置して実施しています。教育訓練給付金、高等技能訓練促進事業、東京都母子（女性）福祉資金の貸付などの制度は確立しているので、必要な人に必要な支援が届くよう、ひとり親サービス利用者への説明と、広報や市HP等を活用した幅広い情報提供に努めます。	継続	子育て支援課

主要課題（3）障害児施策の充実

- 障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域でともに安心して暮らせる環境づくりが求められています。
- 近年は、保育園・幼稚園・学校等で、集団行動が難しい、子ども同士のトラブルを起こしやすい等の特別な配慮を必要とする子どもに対して、就学前からの早期支援が求められています。そのため、乳幼児健診の充実や事後相談支援体制の拡充を図り、保育園・幼稚園・学校等とが情報を共有し、協力して支援をしていく体制づくりを検討していく必要があります。
- 早期からの適切な療育支援は、自らの可能性を高め、社会的に自立していくために特に大切です。本市では、乳幼児の健康診査の受診機会等を捉え、適切な情報提供を行うとともに、専門的な相談が受けられる体制を整え、早期療育や通園施設事業による訓練・生活指導等を実施しています。
- 相談事業においては、親が子どもの発達の違いや障害・病気などについての不安を軽減できるよう、教育相談所等で発達相談や就学相談を行っています。
- 学校教育においては、校内委員会・特別支援コーディネーターの配置、指名の他、特別支援学級・通級指導学級を設置し、特別な支援の必要な幼児、児童、生徒一人一人のニーズに対応した特別支援教育を実施しています。
- 学童クラブへの受け入れについては、対象年齢外となっている4年生以上の障害児の放課後の居場所に関する取り組みが必要となっています。
- 今後も専門機関と連携し、地域での自立生活を支える総合的な支援を引き続き推進していくことが必要です。

施策の方向①障害の早期発見と療育の充実

障害の早期発見に努めるとともに、それぞれの障害に応じた療育体制や相談体制を充実します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
98) 早期発見の取 組みの充実	<p>各健診の結果、経過観察健診として、発育・発達の経過観察を行っています。また、児童精神科的領域及び運動・精神発達遅滞が疑われる乳幼児に対しては、児童精神・小児神経学的立場に重点を置いた健診、作業療法士による指導、個別相談を行い、障害等の早期発見・早期治療を図っています(年12回)。</p> <p>乳幼児健診や相談事業の結果、母子の心理面や児の発達上、必要時は、心理相談(個別、集団)を実施しています(個別相談:年24回、集団グループ相談:年21回)。継続フォローが必要な場合には、関係機関との連携と地区担当保健師で調整しています。</p>	継続	健康課
99) 障害児保育の 充実	<p>現在は公立保育園6園、公設民営保育園2園、私立保育園4園で、障害児保育を実施しています。</p> <p>障害の認定を受けていなくても集団での保育が困難な園児はいること、さらに近年では発達障害への対応も求められており、利用枠の拡充が求められます。</p> <p>平成22年4月に開園する保育園においても障害児保育を実施します。</p> <p>(目標) 障害児保育を実施する認可保育園数 平成21年度12園 → 平成26年度13園</p>	拡充	保育課
100) 障害児療育の 充実 (わかくさ学 園)	<p>市内のわかくさ学園においては、特別な支援の必要な乳幼児の療育・指導を行うと同時に、保護者にも指導・援助を行っています。</p> <p>また、発達相談室では入園待機児童も含め、親子保育等のサービスを提供しています。相談室の利用者数、利用件数ともに年々増加し、障害等も多様化していることから、関係機関との連携を深め、サービス内容の充実を図ります。</p>	継続	障害福祉課

第4章 施策の展開

施策の方向②障害児をもつ家庭への支援

障害や病気をもつ子どもの親同士の仲間づくり、学童クラブや児童館活動の対応充実など、地域での生活支援を充実します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
99) 障害児保育の 充実(再掲)	<p>現在は公立保育園6園、公設民営保育園2園、私立保育園4園で、障害児保育を実施しています。</p> <p>障害の認定を受けていなくても集団での保育が困難な園児はいること、さらに近年では発達障害への対応も求められており、利用枠の拡充が求められます。</p> <p>平成22年4月に開園する保育園においても障害児保育を実施します。</p> <p>(目標) 障害児保育を実施する認可保育園数 平成21年度12園 → 平成26年度13園</p>	拡充	保育課
101) 学童クラブへの 障害児受け 入れ	<p>放課後健全育成事業における障害児の受け入れを推進します。</p> <p>障害児の対応は、二人について臨時職員一人を配置して対応しています。障害児入所者数は増加傾向にあり、対象年齢外となっている4年生以降への対応とともに、受け入れ枠の拡大が課題となっています。</p> <p>障害児の対応は、有資格者による専門的な対応が必要であり、職員の職務に対する意欲、高いスキルを維持・向上するためにも、受入に応じた適切な職員配置と研修の充実が必要です。</p>	拡充	子育て支援課

施策の方向③障害児教育の充実

特別な支援の必要な幼児、児童、生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に取り組みます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	区分	所管課等
102) 特別支援教育 の実施	<p>特別支援教育を円滑に推進するため、各学校において特別支援コーディネーターを中心に校内委員会での協議や関係諸機関との連携などに取り組み、児童、生徒一人一人に応じた指導及び支援の充実を目指しています。</p> <p>また、小学校3校、中学校2校に教育活動全般において特別な指導を必要とする児童、生徒を対象とする固定学級（知的障害）を設置しています。さらに、教育活動の一部において特別な指導を必要とする児童、生徒を対象とする通級指導学級（情緒障害）を小学校1校、中学校1校に設置し、指導・支援を行っています。</p>	拡充	学務課
100) 障害児療育の 充実（わかく さ学園） （再掲）	<p>市内のわかくさ学園においては、特別な支援の必要な乳幼児の療育・指導を行うと同時に、保護者にも指導・援助を行っています。</p> <p>また、発達相談室では入園待機児童も含め、親子保育等のサービスを提供しています。相談室の利用者数、利用件数ともに年々増加し、障害等も多様化していることから、関係機関との連携を深め、サービス内容の充実を図ります。</p>	継続	障害福祉課

目標値の設定

本計画期間中の目標値等を、次のように設定します。

(1) 保育関係目標値

全国的に定めることとされている12の保育サービスの目標事業量を以下のように設定します。

事業名と事業概要	平成21年度の状況	平成26年度の目標
【通常保育】 保育に欠ける児童について、保育所等（認可、認証、家庭的保育、事業所内、その他を含む）で保育を行う。（11時間）	定員 1,600 人	定員 1,742 人
【特定保育】 パートタイム等の多様な就労形態に対応するため、保育所で一定程度（1か月当たり64時間以上）継続的に保育を行う。	—	—
【延長保育】 保育所が11時間を超えて開所する場合の11時間を超える部分の保育。	10 か所	16 か所
【夜間保育】 11時間開所。午後10時頃までの保育実施。	—	—
【休日保育】 保育に欠ける児童について休日等に保育所等で保育を行う。	—	定員 110 人 ／1か所
【病児・病後児保育】 病院・保育所等において病気の児童について一時的に保育を行う。	—	(26年度までに実施)
【一時預かり】 保護者の疾病や育児疲れ等の際、保育所等で一時的に保育を行う。	4か所	7か所
【ショートステイ】 保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難となった場合等に、児童を児童養護施設等において一定期間養育する。	定員 2人／1か所	1か所
【トワイライトステイ】 平日の夜間等に家庭での養育が困難となった場合等に、児童を施設で保護する。	0か所	1か所
【放課後学童クラブ】 小学校低学年の共働き家庭の児童を放課後保護する。	定員 863 人 ／15 か所	定員 990 人 ／21 か所

事業名と事業概要	平成21年度の状況	平成26年度の目標
【ファミリー・サポート・センター】 地域で子どもの預かり等の援助を行いたい者と受けたい者からなる会員組織。市は組織を設立し、会員間の調整等を行う。	1か所	1か所
【地域子育て支援拠点事業】 (地域子育て支援センター) 主に0～3歳までの子どもとその親が集い、交流等を図る。	1か所(センター)	2か所(センター)

(2) 計画全体の成果指標と目標

計画全体を通じた子育て家庭の満足度向上を捉えていくため、ニーズ調査の結果から以下の指標を設定します。

項目	現状	目標
地域での子育て全般に満足している人の割合	50.4%	向上 60%以上を目指す
子育て支援に関する情報が得やすいと思う人の割合	48.3%	向上 60%以上を目指す
子育て支援サービスや施設が使いやすいと思う人の割合	44.6%	向上 60%以上を目指す
希望した保育サービスが利用できている人の割合	31.4%	向上 50%以上を目指す
地域からの子育て支援があると思う人の割合	43.2%	向上 60%以上を目指す
子育てに関する不安や負担を感じている人の割合	47.7%	減少 30%以下を目指す

注) 現状数値は「東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)ニーズ調査結果」から。就学前児童の「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた値。子育てに関する不安・負担感は「非常に感じる」と「何となく不安や負担を感じる」を合わせた値。

第4章 施策の展開

(3) その他の関連指標

各分野の取り組みから、以下の指標を設定します。

項目	現状	目標値
(基本目標1) 子ども家庭支援センターの強化	—	虐待防止にも対応した先駆型へ移行
(基本目標2) 赤ちゃん訪問実施率	—	100%
(基本目標3) 市立小中学校へのスクールカウンセラー配置数	小学校6校 中学校7校	増加
(基本目標4) ① 市内の防犯ボランティア登録団体数 ② 市内のわんわんパトロール隊登録団体数	① 57 団体 (1,454 人) ② 145 団体 (67 人)	増加
(基本目標5) ワーク・ライフ・バランス(就学前児童の両親)の状況において、「納得できるバランスが取れている」と感じる割合	2割台	増加
(基本目標6) かけこみハウス協力家庭数	2,416 世帯	増加
(基本目標7) 障害児保育を実施する認可保育園数	11 園	12 園

第5章 計画の推進

1 推進体制の充実

(1) 市役所内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、市役所関係の組織で見ると児童福祉の担当課だけでなく、保育の担当課、健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・市民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

(3) 国・都との連携

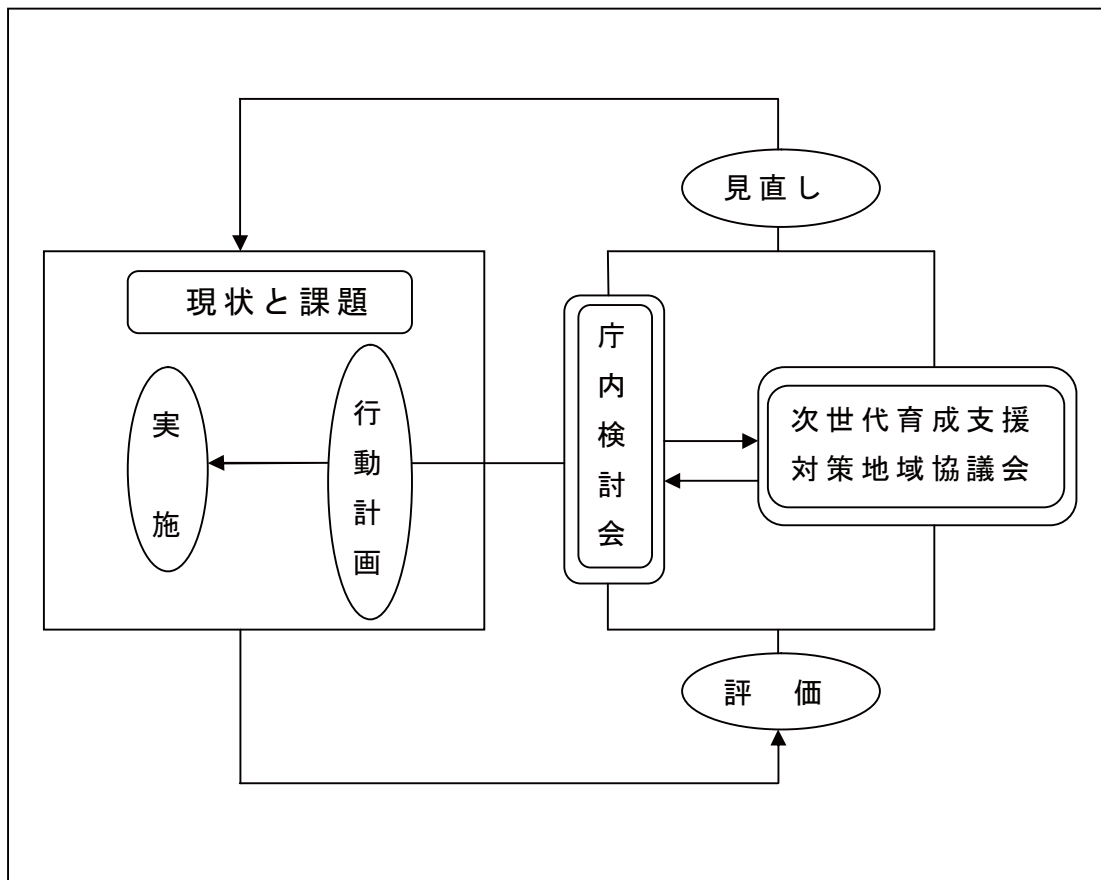
地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・都に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の点検・評価に向けて

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「次世代育成支援対策地域協議会」を中心に、計画の推進と進管理を行い、また、計画の見直しを図っていきます。

庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、その評価を行い、次期計画設定への礎としていきます。

行動計画の進管理体制図



第 6 章 資料編

1 東久留米市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

東久留米市訓令乙第127号

東久留米市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱を次のように定める。

平成21年7月28日

東久留米市長 野崎重弥

東久留米市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する次世代育成対策の実施に関する計画（以下「行動計画」という。）を策定するため、東久留米市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会は、行動計画策定に必要な事項について調査及び検討を行い、その結果を東久留米市長（以下「市長」という。）に報告する。

(組織)

第3 協議会の委員は、別表に掲げる者とし、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、第2に規定する所掌事項が終了するまでとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 協議会は、必要あるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

第6章 資料編

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この訓令は、平成21年 7月28日から施行する。
- 2 この訓令は、第2の規定で定める市長への報告をもって廃止する。

別表 (第3関係)

所 属 団 体 等	
学識経験者	2名
東京都小平児童相談所代表	
東京都多摩小平保健所代表	
社団法人東久留米医師会代表	
社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会代表	
東久留米市民生委員・児童委員協議会代表	
東久留米市私立幼稚園連合会代表	
東久留米市保育園父母の会連合会代表	
東久留米市学童保育父母の会連合会代表	
青少年健全育成協議会代表	
公募市民	

2 東久留米市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

	氏名	団体名	備考
1	宮下 英雄	学識経験者	会長
2	倉田 新	学識経験者	
3	栗原 博	東京都小平児童相談所	
4	松島 郁子	東京都多摩小平保健所	
5	幾瀬 貫	社団法人東久留米医師会	
6	當麻 好雄	社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会	副会長
7	佐々木 由美子	東久留米市民生委員・児童委員協議会	
8	新倉 南	東久留米市私立幼稚園連合会	
9	中村 久美子	東久留米市保育園父母の会連合会	
10	武田 和也	東久留米市学童保育所父母の会連合会	
11	梅本 富士子	中央中学校地区青少年健全育成協議会	
12	大西 順子	公募市民	

(順不同・敬称略)

3 策定経過

年月日	会議名等	審議内容等
平成20年11月28日（金）～平成20年12月15日（月） 東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査実施		
平成21年7月～8月 中高生の居場所に関するアンケート実施		
平成21年 8月28日（金）	第1回 地域協議会	1. 東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）策定の基本的な考え方 2. 意見交換
平成21年 9月18日（金）	第1回 庁内検討会	1. 工程説明 2. 目標事業量 3. 施策実施状況結果の確認 4. 施策体系について
平成21年 10月13日（火）	第2回 地域協議会	1. 施策の現状と課題について 2. 施策の体系（案）について 3. 行動計画（後期）の構成（案）について 4. 意見の交換等 5. その他
平成21年 11月4日（水）	第2回 庁内検討会	1. 各課の修正要望について 2. 各目標における施策内容等の検討について 3. 各課ヒアリング
平成21年 12月1日（火）	第3回 地域協議会	1. 次世代育成支援行動計画（後期）素案について 2. 意見の交換等 3. その他
平成21年 12月7日（月）	第3回 庁内検討会	1. パブリック・コメントに向けた行動計画の最終確認について
平成21年12月15日（火）～平成22年1月15日（金） パブリックコメント実施		
平成22年 1月21日（木）	第4回 庁内検討会	1. パブリック・コメント結果について 2. 計画案の最終調整について
平成22年 2月3日（水）	第4回 地域協議会	1. 次世代育成支援行動計画（後期）案について 2. 意見の交換等 3. その他

4 パブリックコメントの結果の概要

東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）に関するパブリックコメントは、平成21年12月15日から平成22年1月15日の1ヶ月の期間において実施しました。

個人から24件、団体から2件の計26件(人)の意見がありました。女性が大半で、30歳代・40歳代が約7割の状況となっています。（下記各一覧を参照。）

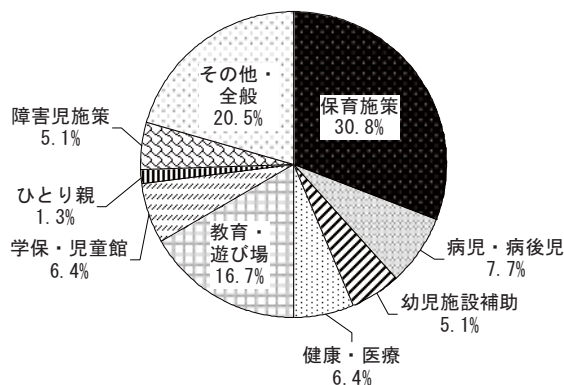
提出者は26人ですが、様々な分野に関わっての意見となっており、全体の件数は78件となっています。（次ページの「意見内容別一覧表」を参照。）

その中で、その他・全般を除きますと、保育施策の項目が24件、全体の約3割で一番多く、次に多いのが教育環境の整備関係で13件、約17%で、思春期の相談や遊び場などです。

その次が、病児・病後児保育の項目で6件、約8%です。次が健康・医療、児童館・学童保育の問題で、それぞれ5件ずつ、約6%となっています。

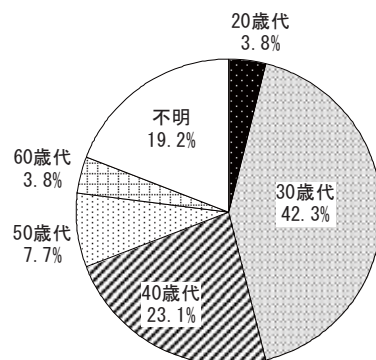
項目別一覧

項目	件数	割合(%)
保育施策	24	30.8
病児・病後児	6	7.7
幼児施設補助	4	5.1
健康・医療	5	6.4
教育・遊び場	13	16.7
学保・児童館	5	6.4
ひとり親	1	1.3
障害児施策	4	5.1
その他・全般	16	20.5
計	78	100.0



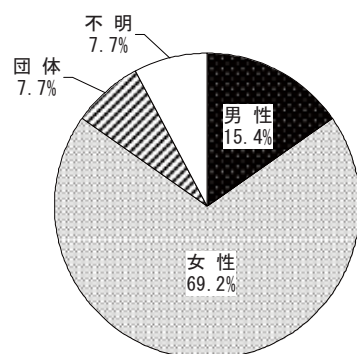
年代別一覧

年代	人数	割合(%)
20歳代	1	3.8
30歳代	11	42.3
40歳代	6	23.1
50歳代	2	7.7
60歳代	1	3.8
不明	5	19.2
計	26	100.0



区分別一覧

区分	人数	割合(%)
男性	4	15.4
女性	18	69.2
団体	2	7.7
不明	2	7.7
計	26	100.0



意見内容別一覧

		計	件数 (78)	率 100
1 保育施策(市立保育園の民営化・待機児童・低年齢児保育・その他)			(24)	30.8
	・市立保育園を民営化しても待機児童の解消策にはならない。公立保育園、認可保育園の増設を。		18	
	・なぜコスト削減に子どもたちに関わる費用が含まれるのか。		1	
	・待機児童解消の緊急対応として、公的施設・空き教室などを利用して。		1	
	・延長保育の延ばし過ぎや休日保育の充実より、働き方をサポートできる方が大切。		1	
	・低年齢児保育の充実とは。		1	
	・地域子育て支援センターを駅の近くや中心部に。		1	
	・保育の質の向上を。		1	
2 病児・病後児保育			(6)	7.7
	・ニーズの高い病児・病後児保育の実施を。行政はその支援を行うことでも。		5	
	・一時保育・病後児保育はどのように。		1	
3 無認可幼児施設・幼児教育施設			(4)	16.7
	・認可外施設の保護者にも助成を。		1	
	・無認可幼児施設・幼児教育施設を選択できるように保護者補助制度を。		2	
	・認可外であってもなんらかの指導、援助が必要では。		1	
4 健康・医療			(5)	6.4
	・清瀬小児病院の存続を。		1	
	・小児医療について、清瀬小児病院がなくなることで小児医療が心配。		1	
	・乳幼児医療費の所得制限、必要か不要か。		1	
	・休日・深夜に利用できる医療機関が少なく、特に大きい病院がないため緊急時に不安。		1	
	・医療費の助成、未就学児までを中学生までと拡充を。		1	
5 教育・遊び場			(13)	16.7
	・プレーパークの設置計画を。		1	
	・思春期の性の問題は深刻で、相談等の具体的な対策を。スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの配置のみでは。		4	
	・就学前の保育、教育機関と小学校との連携等、幼・小・中連携教育の推進を。		1	
	・安心できる学校給食を。		1	
	・遊び場、公園などの環境整備について、ボール遊び等のできる公園の整備充実を。		2	
	・教育委員会が取り組む目標ですが、子どもたちの実態調査がどのくらい行われているか、具体性に欠けているように思う。不登校児童への対応は。中高生に対して、どのような目標をもって教育を考えるか。		1	
	・校庭開放、スポーツセンター開放を。		1	
	・幼児教育のノウハウはどんな形で生かされるのか。		1	
	・ブックスタート事業はいい事業、図書バッグの配布は財政難を考慮して不要。		1	
6 学童保育所・児童館			(5)	6.4
	・学童保育・18才までの子どもの居場所づくりを。		1	
	・学童保育について、利用時間の延長と4年生以上の利用も。		1	
	・保育園は待機児が増えているのに学童は減少しているのは。		1	
	・学童保育、時間の見直しを。		1	
	・児童館「幼児の集い」がよかった。		1	
7 ひとり親家庭			(1)	1.3
	・ひとり親家庭の自立支援を。		1	
8 障害児施策			(4)	5.1
	・障害児教育の充実を。		1	
	・障害児療育(わかくさ学園)の充実を。		2	
	・要保護児童と障害児を別の主要課題に。		1	
9 その他・全般			(16)	20.5
	・親の経済的余裕とインフラ整備が必要。		1	
	・福祉・健康・教育等の分野が連携して総合的な支援を。		1	
	・計画作成、改善、見直しには現場の声を。		1	
	・子どもや親など人的対応をする現場は、労働条件の改善を。		1	
	・制度のアナウンス、情報提供の徹底を。		1	
	・次世代育成支援地域協議会について、委員が内容を確認したうえで議事録の公開を。		1	
	・ニーズ調査や評価をどのように行うかの段階から協議会を。		2	
	・基本理念の子育て・教育について、子どもたちをどのように育てていくのか。		1	
	・市が中心となって関係機関の横のつながりを。		1	
	・育児応援マップの情報提供を。		1	
	・協議会委員の構成について。		2	
	・基本理念に「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」・・・とあるが。		1	
	・基本的な視点の中に、「教育を受ける権利」という視点が抜けているように思うが。		1	
	・昨今の子育て困難家庭の増加に対し、子ども家庭支援センターの役割が大きい。職員を増やし子育て支援のネットワークづくりを。		1	

東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）

発行日／平成22年3月

発行／東久留米市

編集／東久留米市 子ども家庭部 子育て支援課

東京都東久留米市本町3丁目3番1号

電話：042（470）7735

東久留米市ホームページ

<http://www.city.higashikurume.lg.jp/>

この冊子は再生紙を使用しています。